

# 資料編



## [防災関係組織]

## ○防災関係機関連絡先一覧

平成30年4月1日現在

	機 関 名	所 在 地	電 話 番 号	F A X 番 号
市	可児市役所	可児市広見 1-1	0574-62-1111	0574-62-1172
岐阜県	岐阜県防災課	岐阜市藪田南 2-1-1	058-272-1125	058-278-2522
	可茂県事務所	美濃加茂市古井町下古井 2610-1	0574-25-3111	0574-25-3934
	可茂土木事務所	美濃加茂市古井町下古井 2610-1	0574-25-3111	0574-25-0355
	可茂保健所	美濃加茂市古井町下古井 2610-1	0574-25-3111	0574-28-7162
	可児警察署	可児市中恵土 2313-2	0574-61-0110	0574-63-4099
消防	可茂消防事務組合消防本部	美濃加茂市加茂川町 3-7-7	0574-26-0119	0574-25-4899
	可茂消防事務組合南消防署	可児市下恵土 5629-1	0574-62-0119	0574-63-1316
	南消防署西可児分署	可児市東帷子 1683-1	0574-65-6825	0574-65-6825
	南消防署東可児分遣所	可児市臯ヶ丘 8-1	0574-64-2678	0574-64-2678
自衛隊	陸上自衛隊第35普通科連隊第10師団	名古屋市守山区守山 3-12-1	052-791-2191	
	航空自衛隊岐阜基地	各務原市那加官有無番地	0583-82-1101	
	航空自衛隊小牧基地	小牧市春日寺 1-1	0568-76-2191	
	岐阜地方協力本部美濃加茂地域事務所	美濃加茂市古井町下古井 2610-1	0574-25-7495	0574-25-7495
指定地方行政機関	東海農政局岐阜地域センター	岐阜市中鶉 2-26	058-271-4044	058-274-0656
	岐阜地方気象台	岐阜市加納二之丸 6	058-271-4107	058-274-5419
	岐阜森林管理署岐阜森林事務所	岐阜市夕陽丘 2-6	058-263-0153	058-263-0158
	中部地方整備局岐阜国道事務所	岐阜市茜部本郷 1-36-1	058-271-9811	058-271-3175
	岐阜国道事務所美濃加茂国道出張所	美濃加茂市本郷町 3-2-12	0574-26-2151	0574-28-2062
	中部地方整備局木曾川上流河川事務所	岐阜市忠節町 5-1	058-251-1321	058-251-1150
指定公共機関	可児郵便局	可児市広見 853-1	0574-62-0304	0574-61-4199
	東海旅客鉄道(株)	名古屋市名村区名駅 1-1-4		
	中部電力(株)岐阜支店加茂営業所	美濃加茂市中富町 1-10-16	0574-28-3111	0574-28-3207
	関西電力(株)今渡ダム	可児市今渡 1510-1	0574-25-1125	0574-28-5985
	西日本電信電話(株)岐阜支店	岐阜市八ツ寺 1-15	058-214-8417	058-262-1954
	日本放送協会岐阜放送局	岐阜市京町 2-3	058-264-4611	058-262-1267
	日本赤十字社岐阜県支部可児市地区	可児市今渡 682-1	0574-62-1555	0574-62-5342
	東邦ガス(株)岐阜営業所	岐阜市加納坂井町 2	058-272-2166	058-271-5401

資料編

	機 関 名	所 在 地	電 話 番 号	F A X 番 号
指定 地方 公共 機関	名古屋鉄道(株)	名古屋市中村区名駅 1-2-4		
	東濃鉄道(株)	多治見市栄町 1-38	0572-22-1231	0572-22-0422
	岐阜県LPガス協会	岐阜市藪田南 5-11-11	058-274-7131	058-274-8990
医師 会	可児医師会	可児市広見 5-20	0574-60-5130	0574-60-5131
	可児歯科医師会	可児市今渡 706-1	0574-62-7462	0574-62-7460
そ の 他 公 共 的 団 体	めぐみの農業協同組合	可児市広見 5-93	0574-62-5111	0574-62-5116
	可児商工会議所	可児市広見 1-5	0574-61-0011	0574-63-1856
	可児土地改良区	可児市下恵土 5166-1	0574-62-1230	0574-62-1231
	可児川防災等ため池組合	可児市下恵土 5166-1	0574-62-1230	0574-62-1231
	可児市社会福祉協議会	可児市今渡 682-1	0574-62-1555	0574-62-5342
	(株)ケーブルテレビ可児	可児市広見 7-90	0574-63-7211	0574-63-7440
	F M ラインウェーブ(株)	可児市広見 7-90	0574-50-2080	0574-50-2453

## ○自主防災組織一覧

平成 28 年 4 月 1 日現在

地区名	組織名	登録認定日
今 渡	今渡台自治会自主防災組織	H14. 6. 6
	鳴子自治会自主防災組織	H14. 6. 6
	神明自治会自主防災組織	H14. 6. 6
	西浅間自治会自主防災組織	H14. 6. 6
	東浅間自治会自主防災組織	H14. 6. 6
	八幡自治会自主防災組織	H14. 6. 6
	住吉自治会自主防災組織	H14. 6. 6
	東住吉自治会自主防災組織	H14. 6. 6
下 恵 土	東林泉自治会自主防災会	H18. 6. 20
	宮瀬自主防災会	H14. 8. 28
	今広自治会防災会	H16. 6. 25
	古市場自主防災組織	H19. 5. 28
	沓井自治会自主防災組織	H20. 8. 5
	東上屋敷防災会	H21. 9. 10
	西上屋敷防災会	H20. 4. 16
	船岡自治会自主防災会	H23. 4. 25
	沢渡自主防災会	H27. 4. 14
	東鉄団地自治会自主防災組織	H18. 6. 14
	徳野自主防災会	H16. 10. 15
	禅台寺山ニュータウン自治会自主防災組織	H21. 2. 23
	グリーンポリス広見自主防災組織	H19. 4. 2
土 田	井之鼻自主防災委員会	H23. 2. 14
	栄町自主防災会	H18. 6. 27
	東山自治会自主防災会	H21. 5. 21
	上町南自治会防災会	H20. 1. 24
	上町北自治会自主防災組織	H23. 2. 14
	土田中町自主防災会	H20. 7. 7
	東下町自治会自主防災会	H22. 9. 13
	横町自治会自主防災会	H15. 10. 10
	花軒自治会自主防災会	H25. 11. 21
	土田下切自治会自主防災会	H21. 11. 11

地区名	組織名	登録認定日
帷子	中切自治会自主防災会	H22. 6. 9
	古瀬自主防災会	H16. 6. 21
	石原自主防災会	H15. 7. 8
	茗荷自主防災会	H22. 11. 22
	若葉台自主防災連合会	H16. 12. 7
	長坂自治会防災部	H16. 4. 30
	鳩吹台自主防災会	H16. 4. 22
	愛岐ヶ丘自主防災会	H14. 5. 14
	光陽台防災会	H19. 10. 23
	虹ヶ丘自主防災会	H16. 10. 1
春里	塩河自治会自主防災会	H24. 4. 2
	清水ヶ丘防災会	H17. 4. 25
	日本ランド自治会自主防災組織	H20. 5. 29
	坂戸台自治会防災会	H14. 11. 27
姫治	谷迫間防災会	H15. 10. 10
	姫治下切下防災組織	H15. 9. 29
	山寺自主防災組織	H16. 1. 9
	青木自主防災会	H15. 11. 11
	姫治今防災会	H15. 9. 4
	みずきヶ丘自主防災組織	H15. 10. 10
平牧	羽崎区自治防災会	H16. 9. 10
	二野区自主防災会	H21. 10. 14
	緑ヶ丘自主防災会	H17. 5. 30
	羽生ヶ丘自主防災組織	H15. 6. 17
	松伏自主防災会	H20. 6. 26
	大森台自治会防災会	H16. 4. 22
	平林自治会自主防災会	H21. 8. 3
	小松坂自主防災会	H21. 3. 16
	奥山台自主防災会	H20. 9. 9
桜ヶ丘	桜ヶ丘自治会自主防災会	H14. 12. 3
	皐ヶ丘自主防災会	H15. 2. 21
	桂ヶ丘ハイツ自主防災会	H15. 2. 21
久々利	久々利防災会	H18. 7. 20

地区名	組織名	登録認定日
広見東	瀬田自治会自主防災会	H14. 12. 3
	柿田自主防災組織	H14. 11. 7
	湊之上自治会自主防災組織	H14. 11. 18
	平貝戸自主防災組織	H15. 9. 1
	明智防災会	H14. 12. 12
	石森地区自主防災班	H14. 11. 25
広 見	山岸自治会自主防災組織	H21. 8. 3
	広眺ヶ丘自治会自主防災会	H16. 6. 9
	伊川自治会自主防災会	H24. 10. 16
中恵土	前波自主防災会	H14. 10. 15
	上野自治会自主防災組織	H20. 8. 20
兼 山	兼山防災会	H19. 8. 1

計 76 組織 (88 自治会)

## [災害対策活動体制]

## ○災害対策本部の組織編成

令和2年4月1日現在

## 可児市災害対策本部

本部会議	本部長	市長
	副本部長	副市長、教育長
	本部員	総務部長、建設部長、市長公室長、企画部長、企画部担当部長、観光経済部長、文化スポーツ部長、市民部長、福祉部長、子ども健康部長、水道部長、教育委員会事務局長
	本部連絡員	各部の課長級職員1名
	関係機関	可児警察署、南消防署、可児市消防団、可児市建設業協同組合、可児市社会福祉協議会、可茂衛生施設利用組合、議会事務局

本部組織	総務部	防災安全課、総務課、管財検査課、市民課、税務課、収納課、選挙管理委員会事務局、監査委員事務局、会計課
	市長公室	人事課、秘書広報課
	企画部	総合政策課、財政課、大河ドラマ活用推進室
	観光経済部	産業振興課、観光交流課、企業誘致課、農業委員会事務局
	文化スポーツ部	文化スポーツ課、文化財課、郷土歴史館
	市民部	地域振興課、人づくり課、環境課、図書館
	福祉部	高齢福祉課、福祉支援課、介護保険課、国保年金課
	子ども健康部	子育て支援課、こども課、健康増進課、こども発達支援センターくれよん
	建設部	都市計画課、土木課、都市整備課、建築指導課、施設住宅課、管理用地課
	水道部	上下水道料金課、水道課、下水道課
	教育委員会事務局	教育総務課、学校教育課、学校給食センター 教育研究所
	議会事務局	議会総務課

現地災害対策本部（必要に応じ被災地に近い公共施設に設置）

指定避難所	
第一次避難所（拠点避難所）	14地区センター
第二次避難所	小中学校、福祉センター、老人福祉センター等
第三次避難所	災害協定に基づく大学、高校等
広域避難場所	ふれあいパーク・緑の丘、可児市運動公園、道の駅可児ッテ

※詳細は、資料編の指定避難所一覧を参照



## ○災害の状況による職員体制（風水害、その他災害時）

災害	体制	基準	直ちに参集する職員	活動内容	対策本部等の設置
風水害、 その他災害	準備体制	1. 10分10mm以上の降雨を連続して観測したとき、または連続して2箇所以上で観測したとき 2. 河川の水位が水防団待機水位を超え、さらに上昇が見込まれるとき	1. 防災安全課の担当職員 2. 建設部の担当職員は自宅待機	1. 情報収集及び連絡活動 2. 災害の発生するおそれのある箇所の警戒	1. 設置しない 2. 状況により関係職員を動員できる体制とする
		3. 次の警報のうちいずれかが発表されたとき [大雨、洪水、大雪警報] 4. その他市長がこの体制を命じたとき	1. 防災安全課の担当職員 2. 地域振興課、各連絡所、建設部の担当職員 警戒体制への移行が見込まれる場合 3. 総務部長、建設部長、防災安全課全職員、建設部の担当職員増員 4. 人事課、秘書広報課、総務課、情報企画室、管財検査課、監査委員事務局の担当職員 5. 警戒体制の職員は自宅待機	1. 情報収集及び連絡活動 2. 災害の発生するおそれのある箇所の警戒 3. 避難所の開設準備	
	警戒体制	1. 次の警報のうちいずれかが発表されたとき [暴風、暴風雪警報] 2. 警戒レベル3の避難情報を発令するとき 3. 災害発生危険性が增大したとき 4. その他市長がこの体制を命じたとき	1. 総務部長、建設部長、防災安全課全職員、建設部の担当職員増員 2. 人事課、秘書広報課、総務課、情報企画室、管財検査課、地域振興課、各連絡所、監査委員事務局の担当職員 3. 施設を有する課（出先機関及び出先機関を有する所属課を含む。以下「施設を有する課」という）の所属長及び担当職員 4. 避難所職員・応援体制をとる職員等は災害警戒本部の指示による必要人員とする 5. その他の職員は自宅待機	1. 情報収集及び連絡活動 2. 災害の発生するおそれがある箇所の警戒 3. 全ての第一次避難所を開設する 4. 施設の安全対策及び施設利用者（開設時間帯）への周知と帰宅対応	災害警戒本部を設置する（本部長：総務部長、副本部長：建設部長）
非常体制	1. 特別警報が発表されたとき 2. 警戒レベル4の避難情報を発令するとき 3. 災害が発生し、大規模な被害が予想されるとき	1. 警戒体制の職員 2. 課長職以上の職員 3. 建設部全職員 4. 避難所職員・応援体制をとる職員等は災害対策本部の指示による必要人員とする 5. その他の職員は自宅待機	1. 職員防災体制による所定の場所に参集し、災害対応または避難所開設等の業務を遂行 2. 開設する避難所については災害対策本部の指示による 3. 施設の災害対応及び施設利用者（開設時間帯）への周知と帰宅対応	1. 災害対策本部を設置する	
	4. その他市長がこの体制を命じたとき	全職員			

○災害の状況による職員体制（地震時）

災害	体制	基準	直ちに参集する職員	活動内容	対策本部等の設置
地震	準備体制	1. 市内において震度3の地震が発生したとき	1. 防災安全課長、防災係長	1. 情報収集及び連絡活動	1. 設置しない 2. 状況により関係職員を動員できる体制とする
		2. 市内において震度4の地震が発生したとき 3. 「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」が発表されたとき 4. その他市長がこの体制を命じたとき	1. 防災安全課長、防災係長 2. 建設部の担当職員 3. 警戒体制への移行が見込まれる場合 4. 総務部長、建設部長、防災安全課、建設部の全職員 5. 警戒体制の職員は自宅待機	1. 情報収集及び連絡活動 2. 災害の発生するおそれのある箇所の警戒	
	警戒体制	1. 市内において震度5弱の地震が発生したとき 2. 「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」が発表されたとき 3. その他市長がこの体制を命じたとき	1. 総務部長、建設部長、防災安全課、建設部の全職員 2. 人事課、秘書広報課、総務課、情報企画室、管財検査課、地域振興課、各連絡所、監査委員事務局の担当職員（「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」が発表されたときは、課長を含む） 3. 施設を有する課の所属長及び担当職員 4. その他の職員は自宅待機	1. 情報収集及び連絡活動 2. 災害の発生するおそれがある箇所の警戒 3. 避難所の開設準備 4. 施設の安全対策及び施設利用者（開設時間帯）への周知と帰宅対応	1. 災害警戒本部を設置する（本部長：総務部長、副本部長：建設部長） 2. 状況により災害対策本部を設置することがある 3. 「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」が発表された場合、災害警戒会議開催※1
	非常体制	1. 市内において震度5強以上の地震が発生したとき 2. 「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」が発表されたとき 3. その他市長がこの体制を命じたとき	全職員	1. 職員防災体制による所定の場所に参集し、災害対応または避難所開設等の業務を遂行 2. 施設の災害対応及び施設利用者（開設時間帯）への周知と帰宅対応	1. 災害対策本部を設置する

※1 会議の構成は、総務部長（議長）、建設部長（副議長）、秘書広報課長、総務課長、防災安全課長、管財検査課長、地域振興課長、土木課長

-memo-

○緊急初動期から応急活動期における各部の役割（風水害時）

	準備・警戒～緊急初動期 【発災前および発災から数時間後まで】	災害応急活動期 【発災から3日後まで】	復旧・復興期 【発災から4日目以降】
部名	<p>あらかじめ指定された参集場所に参集し、初動体制を構築する。</p> <p>災害対策本部の指示のもと、参集職員が一体的に情報収集など初動対応に当たる。</p>	<p>引き続き災害対策本部の指示のもと、参集職員が一体的に情報収集など初動対応に当たる。情報の整理・集約状況に応じて、各部署単位での応急対応体制に移行する。</p> <p>人命救助やライフラインの確保などに優先的に取り組む。また、業務継続計画（BCP）を踏まえ、窓口業務等の再開に向けた準備に着手する。</p>	<p>各課単位で災害復旧に当たる。</p>
総務部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害対策本部の設置・運営（避難所の開設指示）</li> <li>・庁内ネットワーク・各種システムの被害調査・復旧</li> <li>・災害対策全般、災害情報収集（災害準備・警戒体制の構築、雨量・水位等の観測・分析）、避難勧告等の発令、防災行政無線の発信・管理</li> <li>・職員の動員と各班の連絡調整、警察・消防機関との連絡調整</li> <li>・庁舎等利用者の避難等安全確保</li> <li>・災害用車両の管理</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国・県等防災機関への報告・支援要請、県、他市町村、災害協定先等への応援要請、自衛隊の派遣要請</li> <li>・災害関係文書の印刷・受理・発送・保存</li> <li>・市有財産の被害調査</li> <li>・広域受援体制の構築（活動拠点などの準備）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被災者台帳作成</li> <li>・被害状況の取りまとめ</li> <li>・住家等一般被害調査、市税の減免措置</li> <li>・義援金の出納</li> </ul>
市長公室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害対応業務情報の広報、報道機関との連絡調整</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・技術職等の雇上げの調整</li> <li>・災害業務従事職員の公務災害</li> </ul>
企画部			<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害予算編成、財政</li> </ul>
観光経済部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・所管施設利用者の避難等安全確保</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・電力、ガスなどライフライン事業者との連絡調整</li> <li>・食料、物資の集積・配分</li> <li>・所管施設の被害調査</li> <li>・商工業、農業、林業、畜産業の被害調査・対応</li> <li>・農業の災害対策</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被災事業者の融資</li> </ul>
文化スポーツ部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・文化施設、社会体育施設等利用者の避難等安全確保</li> <li>・文化施設、社会体育施設等の被害調査</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難状況の把握</li> <li>・避難所の開設（B &amp; G）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・文化施設・社会体育施設等の応急復旧</li> <li>・文化財の被害調査</li> </ul>

部名	準備・警戒～緊急初動期 【発災前および発災から数時間後まで】	災害応急活動期 【発災から3日後まで】	復旧・復興期 【発災から4日目以降】
市民部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・所管施設利用者の避難等安全確保</li> <li>・自治会との連絡調整</li> <li>・一次避難所連絡調整</li> <li>・避難所の開設</li> <li>・可茂衛生施設利用組合、ごみ・リサイクル資源・し尿収集業者との連絡調整</li> <li>・多文化共生センターの被害調査</li> <li>・外国人の災害対策</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地区内の被害情報の報告</li> <li>・災害廃棄物・し尿の処理</li> <li>・図書館施設の被害調査</li> <li>・避難状況の把握</li> <li>・被災者の要望等の対応</li> <li>・避難所の組織化</li> <li>・炊き出し・食品の配給の協力</li> </ul>	
福祉部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・福祉施設等利用者の避難等安全確保</li> <li>・福祉施設等の被害調査</li> <li>・施設利用者の保護者、家族との連絡</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・在宅高齢者への巡回相談</li> <li>・避難行動要支援者の支援、安否確認</li> <li>・福祉避難所の開設、災害ボランティアセンターの設置・運営</li> <li>・遺体の収容・埋火葬、災害弔慰金の支給、生活福祉資金の貸付等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・り災証明書発行、義援金品の募集・配分</li> </ul>
こども健康部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童施設等利用者の避難等安全確保</li> <li>・児童施設等の被害調査</li> <li>・施設利用者（園児等）の保護者、家族との連絡</li> <li>・医療機関等の被害調査</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医師会等の応援要請（医療救護対策）、災害対策用医療品の確保</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・歯科医師会、薬剤師会との連携（医療救護対策）</li> <li>・防疫・食品衛生</li> </ul>
建設部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自主運行バス・公共交通機関の運行状況調査</li> <li>・建設業協同組合との連絡調整</li> <li>・道路、河川、橋りょう、ため池等の被害調査、水防に関すること（交通不能箇所等の調査・応急対応、浸水想定区域等の監視・警戒、水門、ため池等の門扉開閉など）</li> <li>・緊急輸送道路の確保</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・急傾斜地崩壊対策、土石流対策</li> <li>・公園・緑地の災害対策</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道路、河川、橋りょう、ため池等の復旧工事</li> <li>・応急仮設住宅等の必要個数把握</li> </ul>
水道部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・上下水道施設の被害調査</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・飲料水の確保・供給</li> <li>・上下水道施設復旧工事</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水道料金等の減免措置</li> </ul>
教育委員会事務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第二次避難所の連絡調整</li> <li>・児童・生徒の避難等安全確保</li> <li>・教育関係施設の被害調査・応急復旧</li> <li>・児童・生徒の保護者との連絡</li> <li>・通学路の被害調査</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教育系ネットワーク等の被害調査・復旧</li> <li>・炊き出し・食品配給の協力</li> </ul>	
議会事務局		<ul style="list-style-type: none"> <li>・市議会議員との連絡・連携</li> </ul>	

※選挙管理委員会事務局、監査委員事務局及び会計課は総務部に、農業委員会事務局は観光経済部に含める。

※各部は、各部長の命令により必要に応じて他部の行う事項の応援を行う。

※上記の役割は例示であり、記載以外の業務についても災害対策本部の指示により対応する。

## ○緊急初動期から応急活動期における各部の役割（地震時）

	緊急初動期 【発災から数時間後まで】	災害応急活動期 【発災から3日後まで】	復旧・復興期 【発災から4日目以降】
部名	<p>あらかじめ指定された参集場所に参集し、初動体制を構築する。</p> <p>災害対策本部の指示のもと、参集職員が一体的に情報収集など初動対応に当たる。</p>	<p>引き続き災害対策本部の指示のもと、参集職員が一体的に情報収集など初動対応に当たる。情報の整理・集約状況に応じて、各部署単位での応急対応体制に移行する。</p> <p>人命救助やライフラインの確保などに優先的に取り組む。また、業務継続計画（BCP）を踏まえ、窓口業務等の再開に向けた準備に着手する。</p>	各課単位で災害復旧に当たる。
総務部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害対策本部の設置・運営</li> <li>・庁内ネットワーク・各種システムの被害調査・復旧</li> <li>・災害対策全般、災害情報収集（被害情報の分析・伝達、地震情報の把握）、防災行政無線の受発信・管理</li> <li>・職員の動員と各班の連絡調整、警察・消防機関との連絡調整</li> <li>・三次避難所連絡調整</li> <li>・庁舎等利用者の避難等安全確保</li> <li>・庁舎の被害調査・執務環境の確保、遺体安置所の確保</li> <li>・災害用車両の管理</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国・県等防災機関への報告、県、他市町村、災害協定先等への応援要請、自衛隊の派遣要請</li> <li>・災害関係文書の印刷・受理・発送・保存</li> <li>・市有財産の被害調査</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被災者台帳作成</li> <li>・被害状況の取りまとめ</li> <li>・被災者等の戸籍・住民基本台帳</li> <li>・住家等一般被害調査、市税の減免措置</li> <li>・義援金の出納</li> </ul>
市長公室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害対応業務情報の広報、報道機関との連絡調整</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員の安否確認</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・技術員等の雇上げの調整</li> <li>・災害業務従事職員の公務災害</li> <li>・災害見舞・視察者等の対応</li> </ul>
企画部			<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害復興計画</li> <li>・災害予算編成、財政</li> </ul>
観光経済部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・所管施設利用者の避難等安全確保</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・電力、ガスなどライフライン事業者との連絡調整</li> <li>・食料、物資の集積・配分</li> <li>・所管施設の被害調査</li> <li>・商工業、農業、林業、畜産業の被害調査・対応</li> <li>・農業の災害対策</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被災事業者の融資</li> </ul>
文化スポーツ部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・文化施設、社会体育施設等利用者の避難等安全確保</li> <li>・文化施設、社会体育施設等の被害調査</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被害情報の収集</li> <li>・避難状況の把握</li> <li>・避難所の開設（B &amp; G）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・文化施設・社会体育施設等の応急復旧</li> <li>・文化財の被害調査</li> </ul>

市民部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地区センターの安全確認</li> <li>・ 所管施設利用者の避難等安全確保</li> <li>・ 自治会との連絡調整</li> <li>・ 一次避難所連絡調整</li> <li>・ 可茂衛生施設利用組合との連絡調整</li> <li>・ 可茂衛生施設利用組合、ごみ・リサイクル資源・し尿収集業者との連絡調整</li> <li>・ ペットの避難及び逸走対応</li> <li>・ 多文化共生センターの被害調査</li> <li>・ 外国人の災害対策</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地区内の被害情報の報告</li> <li>・ 危険物の流出等への対応</li> <li>・ 災害廃棄物・し尿の処理</li> <li>・ 図書館施設の被害調査</li> <li>・ 避難状況の把握</li> <li>・ 被災者の要望等の対応</li> <li>・ 避難所の組織化</li> <li>・ 炊き出し・食品配給の協力</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 環境保全対策</li> <li>・ 避難所の再編</li> </ul>
-----	--	---	--

## 資料編

部名	緊急初動期 【発災から数時間後まで】	災害応急活動期 【発災から3日後まで】	復旧・復興期 【発災から4日目以降】
福祉部	<ul style="list-style-type: none"> <li>福祉施設等利用者の避難等安全確保</li> <li>福祉施設等の被害調査</li> <li>施設利用者の保護者、家族との連絡</li> <li>福祉避難所開設</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>在宅高齢者への巡回相談</li> <li>避難行動要支援者の支援、安否確認</li> <li>福祉避難所の開設、災害ボランティアセンターの設置・運営</li> <li>遺体の収容・埋火葬、災害弔慰金の支給、生活福祉資金の貸付等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>り災証明書の発行、義援金品の募集・配分</li> </ul>
子ども健康部	<ul style="list-style-type: none"> <li>児童施設等利用者の避難等安全確保</li> <li>児童施設等の被害調査</li> <li>施設利用者（園児等）の保護者、家族との連絡</li> <li>医療機関等の被害・傷病者の調査</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>医師会等の応援要請（医療救護対策）、災害対策用医療品の確保、救護所の開設</li> <li>医師会、歯科医師会、薬剤師会との連携及び医療班の派遣</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>歯科医師会、薬剤師会との連携（医療救護対策）</li> <li>防疫・食品衛生</li> </ul>
建設部	<ul style="list-style-type: none"> <li>自主運行バス・公共交通機関の運行状況調査</li> <li>建設業協同組合との連絡調整</li> <li>道路、河川、橋りょう、ため池等の被害調査、水防に関すること（交通不能箇所等の調査・応急対応、浸水想定区域等の監視・警戒、水門、ため池等の門扉開閉など）</li> <li>緊急輸送道路の確保</li> <li>市営住宅入居者の安全確認</li> <li>公共施設の応急危険度判定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>急傾斜地崩壊対策、土石流対策</li> <li>公園・緑地の災害対策</li> <li>被災建築物応急危険度判定・被災宅地危険度判定</li> <li>被災者の住まい確保に関する相談・情報提供窓口設置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>道路、河川、橋りょう、ため池等の復旧工事</li> <li>応急仮設住宅等の必要個数把握</li> </ul>
水道部	<ul style="list-style-type: none"> <li>上下水道施設の被害調査</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>飲料水の確保・供給</li> <li>上下水道施設復旧工事</li> <li>仮設トイレの設置・管理</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>水道料金等の減免措置</li> </ul>
教育委員会事務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>第二次避難所の連絡調整</li> <li>児童・生徒の避難等安全確保</li> <li>教育関係施設の被害調査・応急復旧</li> <li>児童・生徒の保護者との連絡</li> <li>通学路の被害調査</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>教育系ネットワーク等の被害調査・復旧</li> <li>炊き出し及び食品の配給の協力</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害時における教育の確保、被災児童の被害調査・教科書等支給</li> <li>学校給食の確保</li> </ul>
議会事務局		<ul style="list-style-type: none"> <li>市議会議員との連絡・連携</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>被災地の見舞・視察</li> </ul>

※選挙管理委員会事務局、監査委員事務局及び会計課は総務部に、農業委員会事務局は観光経済部に含める。

※各部は、各部長の命令により必要に応じて他部の行う事項の応援を行う。

※上記の役割は例示であり、記載以外の業務についても災害対策本部の指示により対応する。



## ○災害時における各課の分担任務

部名	課名	分担任務
総務部	防災安全課	1 災害対策本部に関すること。 2 災害対策全般、災害情報収集、避難勧告等の発令、防災行政無線の受発信・管理に関すること。 3 職員の動員と各班の連絡調整、警察・消防機関との連絡調整に関すること。 4 三次避難所連絡調整に関すること。 5 国・県等防災機関への報告、県、他市町村、災害協定先等への応援要請、自衛隊の派遣要請に関すること。 6 災害関係文書の印刷・受理・発送・保存に関すること。 7 被災者台帳作成に関すること。 8 被害状況の取りまとめに関すること。
	総務課・選挙管理委員会事務局	1 庁内ネットワーク・各種システムの被害調査・復旧に関すること。 2 他課の応援に関すること。
	管財検査課	1 庁舎等利用者の避難等安全確保、庁舎の被害調査・執務環境の確保、遺体安置所の確保に関すること。 2 災害用車両の管理に関すること。 3 市有財産の被害調査に関すること。
	市民課	1 被災者等の戸籍・住民基本台帳に関すること。 2 他課の応援に関すること。
	税務課	1 住家等一般被害調査、市税の減免措置に関すること。 2 他課の応援に関すること。
	収納課	1 他課の応援に関すること。
	監査委員事務局	1 他課の応援に関すること。
	会計課	1 義援金の出納に関すること。 2 他課の応援に関すること。
市長公室	人事課	1 職員等の安否確認に関すること。 2 技術員等の雇上げの調整に関すること。 3 災害業務従事職員の公務災害、被災職員の福利厚生に関すること。 4 災害業務への人員配置に関すること。
	秘書広報課	1 本部長の秘書に関すること。 2 災害見舞・視察者等の対応に関すること。 3 災害対応業務情報の広報、報道機関との連絡調整に関すること。
企画部	総合政策課	1 災害復興計画に関すること。 2 他課の応援に関すること。
	財政課	1 災害予算編成、財政に関すること。 2 他課の応援に関すること。
	大河ドラマ活用推進室	
観光経済部 (次頁へ続く)	産業振興課	1 勤労者総合福祉センター利用者の避難等安全確保に関すること。 2 商工業、農業、林業、畜産業の被害調査・対応に関すること。 3 被災事業者の融資に関すること。
	観光交流課	1 観光交流館利用者の避難等安全確保に関すること。 2 観光交流館の被害調査に関すること。 3 他課の応援に関すること。

資料編

部名	課名	分担任務
観光経済部	企業誘致課	1 ライフライン事業者との連絡調整に関する事 2 食料、物資の集積・配分に関する事
	農業委員会事務局	1 農業の被害調査、農業の災害対策に関する事
文化スポーツ部	文化スポーツ課	1 文化創造センター、社会体育施設等利用者の避難等安全確保に関する事 2 文化創造センター、社会体育施設等の被害調査に関する事 3 避難状況の把握に関する事 4 避難所の開設（B&G）に関する事 5 文化施設、社会体育施設等の応急復旧に関する事
	文化財課	1 所管施設の被害調査等に関する事 2 文化財の被害調査に関する事
	郷土歴史館	1 来館者の避難等安全確保に関する事 2 文化財の被害調査に関する事 3 他課の応援に関する事
市民部	地域振興課（連絡所）	1 各連絡所（地区センター）利用者の避難等安全確保、自治会との連絡調整に関する事 2 一次避難所連絡調整に関する事。（避難所の開設） 3 地区内の被害情報の報告に関する事 4 避難状況の把握に関する事 5 炊き出し・食品の配給の協力に関する事
	人づくり課	1 多文化共生センター利用者の避難等安全確保に関する事 2 多文化共生センターの被害調査に関する事 3 外国人の災害対策に関する事
	環境課	1 危険物の流失等への対策に関する事 2 可茂衛生施設利用組合、ごみ・リサイクル資源・し尿収集業者との連絡調整に関する事 3 ペットの避難及び逸走対応に関する事 4 災害廃棄物・し尿の処理に関する事 5 災害廃棄物処理実行計画着手に関する事
	図書館	1 図書館利用者の避難等安全確保に関する事 2 図書館施設の被害調査に関する事
福祉部	高齢福祉課	1 福祉センター・老人福祉センター・老人デイサービスセンター利用者の避難等安全確保に関する事 2 福祉センター・老人福祉センター・老人デイサービスセンターの被害調査に関する事 3 在宅高齢者への巡回相談に関する事 4 避難行動要支援者の支援、安否確認に関する事 5 災害協定に基づく福祉避難所の開設、災害ボランティアセンターの設置・運営に関する事 6 リ災証明書の発行、義援金品の募集・配分に関する事
	福祉支援課	1 ふれあいの里可児利用者の避難等安全確保に関する事 2 ふれあいの里可児の被害調査に関する事 3 遺体の収容・埋火葬、災害弔慰金の支給、生活福祉資金の貸付等に関する事
	介護保険課	1 他課の応援に関する事
	国保年金課	1 久々利診療所利用者の避難等安全確保に関する事 2 他課の応援に関する事
こども健康部	子育て支援課	1 子育て健康プラザ、児童センター・館の利用者の避難等安全確保に関する事 2 子育て健康プラザ、児童センター・館の被害調査に関する事

	こども課（市立保育園・幼稚園）	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 保育園、幼稚園、キッズクラブ等の園児・児童等の避難等安全確保に関する事。</li> <li>2 保育園、幼稚園、キッズクラブ等の被害調査に関する事。</li> </ol>
	健康増進課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 保健センター利用者の避難等安全確保に関する事。</li> <li>2 保健センターの被害調査に関する事。</li> <li>3 医療機関の被害調査、傷病者の調査に関する事。</li> <li>4 医師会等の応援要請、災害対策用医薬品の確保、救護所の開設に関する事。</li> <li>5 防疫、食品衛生に関する事。</li> </ol>

部名	課名	分担任務
こども健康部	こども発達支援センターくれよん	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 こども発達支援センターくれよん利用者の避難等安全確保に関する事。</li> <li>2 こども発達支援センターくれよんの被害調査に関する事。</li> </ol>
建設部	都市計画課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 自主運行バス・公共交通機関の運行状況調査に関する事。</li> <li>2 他課の応援に関する事。</li> </ol>
	土木課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 道路、河川、橋りょう、ため池等の被害調査、水防に関する事。</li> <li>2 道路、河川、橋りょう、ため池等の（応急）復旧工事に関する事。</li> <li>3 急傾斜地崩壊対策、土石流対策に関する事。</li> <li>4 建設業協同組合との連絡調整に関する事。</li> <li>5 緊急輸送道路の確保に関する事。</li> </ol>
	都市整備課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 公園、緑地の災害対策に関する事。</li> <li>2 他課の応援に関する事。</li> </ol>
	建築指導課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定に関する事。</li> <li>2 他課の応援に関する事。</li> </ol>
	施設住宅課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 市営住宅入居者の安否確認に関する事。</li> <li>2 公共施設（避難所防災拠点）の開設に伴う応急危険度判定に関する事。</li> <li>3 被災建築物応急危険度判定・被災宅地危険度判定に関する事。</li> <li>4 被災者の住まいの確保に関する相談・情報提供窓口設置に関する事。</li> <li>5 応急仮設住宅等の必要戸数把握に関する事。</li> </ol>
	管理用地課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 街路樹等の倒木処理に関する事</li> <li>2 土木課の応援に関する事</li> </ol>
水道部	上下水道料金課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 水道料金、下水道使用料の減免措置に関する事。</li> <li>2 他課の応援に関する事。</li> </ol>
	水道課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 水道施設の被害調査に関する事。</li> <li>2 水道施設の（応急）復旧工事に関する事。</li> <li>3 飲料水の確保・供給に関する事。</li> </ol>
	下水道課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 下水道施設の被害調査に関する事。</li> <li>2 下水道施設の（応急）復旧工事に関する事。</li> <li>3 仮設トイレの設置・管理に関する事。</li> </ol>
教育委員会事務局	教育総務課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 教育委員会事務局・第二次避難所の連絡調整に関する事。</li> <li>2 学校施設の被害調査に関する事。</li> <li>3 学校施設の応急復旧工事に関する事。</li> </ol>
	学校教育課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 児童・生徒の避難等安全確保に関する事。</li> <li>2 災害時における教育の確保、被災児童の被害調査・教科書等支給に関する事。</li> <li>3 教育系情報ネットワークおよび情報機器等の被害調査・復旧に関する事。</li> </ol>
	学校給食センター	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 学校給食センターの被害調査・応急復旧工事に関する事。</li> <li>2 炊き出し・食品の配給の協力に関する事。</li> <li>3 学校給食の確保に関する事。</li> </ol>
	教育研究所	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 他課の応援に関する事。</li> </ol>
議会事務局	議会総務課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 市議会議員との連絡・連携に関する事。</li> <li>2 被災地の見舞・現地視察に関する事。</li> </ol>

## 資料編

※選挙管理委員会事務局、監査委員事務局及び会計課は総務部に含む。

※農業委員会事務局は観光経済部に含む。

## [各種協定]

## ○応援協定一覧

平成 30 年 4 月 1 日現在

協定種別	協定先団体名	締結日	備 考
学校開放協定	帝京大学可児高等学校	H 8. 10. 2	非常災害時における学校開放に関する覚書
	可児高等学校	H 8. 11. 1	非常災害時における学校開放に関する覚書
	岐阜医療科学大学	H30. 1. 1	非常災害時における避難所に関する覚書
	可児工業高等学校	H24. 10. 31	非常災害時における教育施設等開放に関する覚書
施設使用協定	(株)アクトス	H17. 3. 4	非常災害時における避難所に関する覚書
	可茂衛生施設利用組合	H18. 11. 1	非常災害時における避難所に関する覚書
	(医)馨仁会 老人保健施設花トピア可児	H21. 3. 19	災害時における福祉避難所としての施設使用に関する協定書
	可児とうのう病院附属介護老人保健施設	H21. 3. 19	災害時における福祉避難所としての施設使用に関する協定書
	(福)可茂会 可茂学園	H21. 3. 19	災害時における福祉避難所としての施設使用に関する協定書
	(福)協助会 春里苑	H21. 3. 19	災害時における福祉避難所としての施設使用に関する協定書
	(福)さくら福祉会 チェリーヴィラ広見	H21. 3. 19	災害時における福祉避難所としての施設使用に関する協定書
	(福)明耀会 瀬田の杜	H21. 3. 19	災害時における福祉避難所としての施設使用に関する協定書
	(医)浅野会 桜ヶ丘ショートステイ	H22. 3. 10	災害時における福祉避難所としての施設使用に関する協定書
	(株)ピュアウインド 美空の郷	H22. 3. 10	災害時における福祉避難所としての施設使用に関する協定書
	(福)慈恵会	H22. 3. 10	災害時における福祉避難所としての施設使用に関する協定書
	(福)仁愛会 特別養護老人ホーム フローレ川合	H24. 8. 29	災害時における福祉避難所としての施設使用に関する協定書
	可児警察署、可児市文化芸術振興財団	H24. 7. 5	災害発生時施設使用協定書
	国土交通省中部地方整備局多治見砂防国道事務所	H26. 3. 28	大規模災害時における道の駅可児ッテ等の使用に関する覚書
	可児市ゴルフ協会加盟ゴルフ場	H29. 6. 20	災害時におけるゴルフ場施設の利用に関する協定
多治見市	H29. 7. 18	災害時における越境避難地域の避難所施設の利用に関する協定	
救急救護協定	(社)可児医師会	H 9. 10. 2	災害時における医療救護活動に関する協定書
	可児歯科医師会	H18. 3. 30	災害時における歯科医療救護活動に関する協定書

協定種別	協定先団体名	締結日	備 考
物資協定	(株)バロー	H19. 8. 8	災害時における生活必需物資の調達に関する協定
	生活協同組合コープぎふ	H21. 4. 1	緊急時における生活物資確保等の協力に関する協定書
	めぐみの農業協同組合	H23. 5. 31	災害時における相互応援に関する協定書
	NPO法人コメリ災害対策センター	H23. 7. 19	災害時における物資供給に関する協定書
	ジャパンビバレッジセントラル(株)	H27. 4. 1	災害時における物資提供に関する協定書
	「5日で5000枚の約束」プロジェクト実行委員会	H29. 4. 21	災害における畳の供給等の協力に関する協定
	株式会社カインズ	H29. 7. 26	災害時における生活物資の供給協力に関する協定
物資輸送協定			
燃料等供給	(社)岐阜県エルピーガス協会可茂支部	H15. 9. 1	災害時におけるLPガスの供給に関する協定
	岐阜県石油商業組合可児支部	H15. 9. 1	災害時における石油類燃料の供給に関する協定
	(株)センサー	H25. 11. 8	非常用電源供給設備の運用に関する覚書
防災行政無線等運用協定	岐阜県	H9. 3. 3	岐阜県震度情報ネットワークシステムの管理・運営に関する協定書
	可茂消防事務組合	H10. 4. 1	可児市防災行政無線の運用に関する覚書
	可茂消防事務組合	H9. 9. 25	可児市防災行政無線に関する運用協定書
災害復旧協定	可児市管設備協同組合	H16. 3. 31	災害時における上下水道施設応急復旧活動に関する協定書
	可茂地区電気工事協議会	H18. 11. 8	災害時応援協力に関する協定
	可児市建築安全協力会	H19. 2. 6	災害時応援協力に関する協定
	岐阜県公共嘱託登記土地家屋調査士協会	H21. 10. 13	災害応援協力に関する協定書
	可児市建設業協同組合	H23. 4. 4	可児市の災害応援協力に関する協定書
	岐阜県瓦葺組合可児加茂支部	H24. 12. 25	災害時における応急対策活動に関する協定書
災害時応援協定	岐阜県	H6. 3. 28	岐阜県防災ヘリコプター応援協定
	可児郵便局	H9. 7. 16	災害支援協力に関する覚書
	可児造園協同組合	H27. 12. 11	市の災害応援協力に関する協定書
	可児市電気安全協力会	H29. 9. 5	災害時における電気設備等の復旧に関する協定
放送・情報伝達協定	(株)ケーブルテレビ可児	H22. 12. 1	災害時における緊急放送に関する協定書
	国土交通省中部地方整備局長	H23. 3. 16	災害時の情報交換に関する協定書

協定種別	協定先団体名	締結日	備 考
放送・情報伝達協定	F M ラインウェーブ (株)	H24. 7. 24	災害時におけるFM局の緊急放送に関する協定書
	可児レピータハムクラブ	H24. 4. 1	アマチュア無線による災害時の情報伝達に関する協定
	西日本電信電話(株)岐阜支店	H29. 1. 11	特設公衆電話の設置等に関する覚書
	ヤフー(株)	H29. 2. 1	災害に係る情報発信等に関する協定
消防相互応援協定	土岐市	S58. 1. 28	市及び可茂消防事務組合と土岐市との消防相互応援協定書
	多治見市	S62. 2. 28	市及び可茂消防事務組合と多治見市との消防相互応援協定書
	岐阜県及び県下全市町村	H3. 3. 11	岐阜県広域消防相互応援協定書
	可茂地区市町村	H11. 4. 30	可茂地区市町村消防団消防相互応援協定
	犬山市	H18. 12. 18	市と犬山市との消防相互応援協定
	岐阜県内26市町村6消防組合	H21. 3. 2	岐阜県内の高速道路等における消防相互応援協定書
災害時相互応援協定	岐阜県及び県下全市町村	H30. 3. 26	岐阜県及び市町村災害時相互応援協定書
	可茂地域市町村、可茂県事務所	H29. 3. 27	可茂地域における災害時相互応援に関する協定
	東海環状自動車道沿線都市	H17. 3. 16	東海環状自動車道沿線都市災害時相互応援協定
	愛知県武豊町	H19. 1. 17	災害時における相互応援に関する協定書
	全国22市町	H29. 6. 5	市町村広域災害ネットワーク災害時相互応援に関する協定書

## [備蓄・資機材]

## ○防災備蓄倉庫等内容一覧

平成30年4月現在

場 所	主 な 内 容 物													
	主食類 (食)	副食類 (食)	飲料水 (L)	発電機 (台)	投光器 (台)	コードリール (台)	担架 (台)	リアカー (台)	簡易トイレ (組)	毛布 (枚)	移動炊飯器 (台)	スコップ (本)	ボール (本)	間仕切り(パーティション) (組)
今渡地区センター	1,820	280	1,092	2	1	1	2	1	21	90	0	2	4	0
福祉センター	490	0	204	2	1	2	2	0	17	90	1	10	5	0
蘇南中学校	320	0	672	3	0	1	5	1	6	0	1	1	2	12
今渡北小学校	150	0	666	2	0	1	5	0	6	0	1	0	0	12
川合地区センター	1,420	0	1,716	2	1	1	2	0	16	170	1	10	5	0
下恵土地区センター	1,970	420	2,132	2	1	0	2	0	16	190	1	10	5	0
今渡南小学校	860	0	1,062	2	0	1	5	1	6	0	1	1	2	12
土田地区センター	2,870	1,266	1,376	2	1	1	2	3	16	200	1	10	5	0
土田小学校	980	0	1,152	2	1	1	5	1	6	0	1	1	2	12
帷子地区センター	2,070	560	3,000	2	2	1	2	0	46	214	1	10	5	0
帷子小学校	780	350	750	2	0	1	5	1	6	0	1	1	2	12
南帷子小学校	1,860	350	750	2	1	1	2	1	6	100	0	2	4	0
西可児中学校	980	350	750	3	1	1	5	1	6	0	1	1	2	12
広陵中学校	1,030	816	1,062	3	1	1	5	1	6	0	1	1	2	12
岐阜医療科学 大学	0	0	0	3	1	0	5	1	6	0	1	1	2	12
春里地区センター	1,060	140	1,179	2	1	1	2	0	16	198	1	9	5	0
海洋センター	220	480	312	3	1	1	5	1	6	215	1	1	2	12
可児川苑	440	0	108	1	0	1	2	2	7	0	0	1	2	0
春里小学校	270	0	378	3	1	1	5	1	6	0	1	1	2	12
可児高等学校	100	0	144	3	1	1	5	1	6	0	1	1	2	12
わくわく体験館	50	0	0	3	2	1	5	1	6	0	1	1	2	12
姫治地区センター	1,180	140	1,030	2	1	1	2	0	15	185	2	10	5	0
Lポート可児	100	0	0	2	1	1	5	1	6	0	1	1	2	12
平牧地区センター	1,720	420	1,080	2	1	2	2	0	16	101	1	7	4	0
福寿苑	540	350	912	2	1	1	3	1	7	0	0	1	2	0
旭小学校	710	0	1,182	3	0	1	5	1	6	0	1	1	2	12
桜ヶ丘地区センター	1,800	880	1,872	2	1	1	2	0	21	190	1	5	5	0
桜ヶ丘小学校	340	560	576	2	0	2	2	2	6	100	0	2	4	0



資料編

場 所	主 な 内 容 物													
	主食類 (食)	副食類 (食)	飲料水 (L)	発電機 (台)	投光器 (台)	コードリール (台)	担架 (台)	リアカー (台)	簡易トイレ (組)	毛布 (枚)	移動炊飯器 (台)	スコップ (本)	バール (本)	間仕切り(パーティション) (組)
東可児中学校	320	0	378	2	1	1	5	1	6	0	1	1	2	12
帝京可児高等学校	320	350	108	2	1	1	3	1	6	0	0	1	2	0
久々利地区センター	320	548	432	2	2	1	2	0	16	188	1	10	5	0
東明小学校	220	0	168	2	1	1	5	1	6	0	1	1	2	12
広見地区センター	1,480	280	348	2	1	1	2	0	26	170	1	10	5	0
総合会館	490	48	1,322	11	3	0	3	2	0	140	0	0	0	0
中部中学校	270	600	348	2	0	1	5	1	6	0	1	1	2	12
広見小学校	220	0	378	2	1	1	5	1	6	0	1	1	2	12
広見東地区センター	790	140	1,296	2	1	1	2	0	16	200	1	8	5	0
中恵土地区センター	840	688	1,092	2	2	1	2	0	43	200	1	10	5	0
可児工業高校	150	0	96	2	1	1	5	1	6	0	1	1	2	12
兼山地区センター	248	70	264	2	1	7	2	5	3	70	2	19	5	0
兼山小学校	98	0	108	3	3	2	2	0	5	110	2	0	0	0
兼山保育園	170	0	36	3	1	1	2	0	5	90	0	17	4	0
兼山やすらぎ館	170	0	36	3	1	1	3	2	6	90	0	20	4	0
第3分団第3部車庫			108				2		21	90	1	10	3	
旧今浄化センター			3,000						53					
旧第1分団第1部車庫	6074		3,024											
計	38,310	10,086	37,709	106	43	50	149	38	540	3,391	38	212	134	228

○水防センター資機材一覧

平成30年4月1日現在

資 機 材 等																
ユニックトラック	照明器	発動発電機	水中ポンプ(8インチ)	水中ポンプ(6インチ)	水中ポンプ(2インチ)	鉄線	わら縄	ブルーシート	杭(2mもの)	掛矢	たこ	シャベル・スコップ	斧	ハンマー	唐鍬	両ツル
(台)	(台)	(台)	(台)	(台)	(台)	(m)	(m)	(枚)	(本)	(T)	(T)	(T)	(T)	(T)	(T)	(T)
1	10	5	4	7	6	200	2,500	600	120	20	12	110	6	19	22	24

## ○給水用資機材の保有状況

平成 29 年 4 月 1 日現在

種 類	規格・仕様	数量	場 所	特記事項
アルミ給水タンク車	2, 000ℓ	1 台	水道部庁舎東倉庫	ポンプ機能付
アルミ給水タンク	2, 000ℓ	1 基	水道部庁舎東倉庫	ユニック積載
アルミ給水タンク	2, 000ℓ	1 基	水道部庁舎東倉庫	車載用
アルミ給水タンク	1, 500ℓ	2 基	水道部庁舎東倉庫	車載用
アルミ給水タンク	1, 500ℓ	2 基	大森ポンプ場内	車載用
アルミ給水タンク	1, 500ℓ	5 基	光陽台配水池倉庫	車載用
アルミ給水タンク	1, 000ℓ	2 基	水道部庁舎東倉庫	車載用
アルミ給水タンク	1, 000ℓ	1 基	兼山倉庫	車載用
樹脂製給水タンク	2, 000ℓ	2 基	大森ポンプ場内	
樹脂製給水タンク	1, 200ℓ	26 基	工業団地ポンプ場内	
樹脂製給水タンク	1, 200ℓ	3 基	兼山倉庫	
樹脂製給水タンク	800ℓ	1 基	兼山倉庫	
樹脂製給水タンク	500ℓ	2 基	水道部庁舎東倉庫	ポンプ付
樹脂製給水タンク	300ℓ	2 基	水道部庁舎東倉庫	ポンプ付
ポリ容器	20ℓ	613 個	水道部庁舎東倉庫	
ポリ容器	20ℓ	90 個	大森ポンプ場内	
ポリ容器	20ℓ	150 個	光陽台配水池倉庫	
ポリ容器	20ℓ	25 個	桜ヶ丘ポンプ場内	
ポリ容器	20ℓ	125 個	兼山倉庫	白色
飲料用水袋	6ℓ	1, 428 個	水道部庁舎東倉庫	
クレーン付トラック	2 t	1 台	水道部庁舎東倉庫	2.0 m <sup>3</sup> タンク積載
トラック	1 t	1 台	水道部庁舎東倉庫	
給水用水中ポンプ	0.4kWエバラ	30 台	水道部庁舎東倉庫	
給水用水中ポンプ	0.25kWツルミ	4 台	水道部庁舎東倉庫	
給水用水中ポンプ	0.2kWエバラ	3 台	水道部庁舎東倉庫	
発電機	1.5KVA	1 台	水道部庁舎東倉庫	
発電機	0.9KVA	2 台	水道部庁舎東倉庫	
単口消火栓引上口	町野 65mm	8 個	水道部庁舎東倉庫	
単口消火栓引上口	町野 65mm	7 セット	水道部庁舎東倉庫	
給水所看板		100 枚	光陽台配水池倉庫	

## ○非常持出品リスト（第1次持出品）

分類	品目	備考		
基本 品 目	バック	非常持出袋（リュックサックなど）	背負えるもの	
	水	飲料水（500ml ペットボトル）	持ち出せる範囲の量	
	食料	非常食	乾パンなど水・調理なしで食べられるもの（3日間分）	
		携帯食	チョコレート、飴、栄養補助食品など	
	装備	ヘルメット・防災ずきん	頭を保護して逃げるもの	
		軍手・手袋（作業用）	革製など丈夫な素材のもの	
		懐中電灯（予備電池も）	手動発電式もある	
	道具	万能ナイフ類	はさみ、ナイフ、缶切りの機能が一つになったもの	
		ロープ（10m）	救助、避難	
	情報	携帯ラジオ（予備電池も）		
		身分証明書のコピー	健康保険証、運転免許証など	
		筆記用具（メモ用紙とペン）	油性ペン（太）もあるとよい	
		現金（10円硬貨含む）	公衆電話用に10円、100円玉が必要	
	救急	救急用品セット	消毒薬、ガーゼ、絆創膏、包帯、三角巾など	
		ピンセット・毛抜き		
		常備薬・持病薬	処方箋のコピーも	
	衛生	マスク	防寒用としても使える	
		歯ブラシ、歯みがき		
		携帯トイレ	市販されている袋型などコンパクトなもの	
		トイレトペーパー	トイレトペーパーは汎用性が高い	
		ウェットティッシュ	水がない時に役立つ	
	防寒	使い捨てカイロ		
		防寒用保温シート		
	汎用	タオル	汎用性が高いので多めに用意するとよい	
		レジャーシート		
		安全ピン		
		ポリ袋	大きなものは両具の代用としても使える	
		ライター	マッチより使い勝手がよい	
	個別 に 検 討 す る 品 目	貴重品	予備鍵（家・車等）	
			通帳・証書類のコピー	
予備メガネ・コンタクトレンズ				
女性	生理用品	傷の手当て、ガーゼの代用としても使用できる		
高 齢 者 乳 幼 児	紙おむつ（大人用・乳幼児用）	紙おむつ（大人用・乳幼児用）		
		粉ミルク・哺乳瓶・離乳食		
		介護用品		
その他	衣類			
	ペット用品			

## ○避難生活のための備蓄品リスト（第2次持出品）

分類	品目	備考
水	飲料水（2ℓペットボトル）	1人1日3ℓが目安
食料	アルファ化米、パン缶、インスタントラーメン、缶詰類、レトルト食品、切り餅、塩など	個々の嗜好に照らして1週間分
衣類	下着、セーター、ジャンパー、靴下など	季節、個々の状況により必要な物を判断
日用品	毛布（タオルケット）	
	寝袋	
	タオル	
	バスタオル	
	ドライシャンプー	水なしで洗髪できる
	石鹸	
	卓上コンロ	
	ガスボンベ	
	鍋	
	割りばし	
	紙皿	
	紙コップ	
	スプーン、フォーク	
	ラップ	
	アルミホイル	
	トイレットペーパー	
	ウェットティッシュ	
	使い捨てカイロ	
	雨具	
古新聞		

## [避難・医療・救助・救急]

## ○指定避難所・指定緊急避難場所一覧

平成30年4月1日現在

地区	施設名	所在地	収容可能 人員数	種別	開設に関する注意点		
					水害	土砂災害	地震
今渡	今渡地区センター	今渡1521-4	430	A			
	福祉センター	今渡682-1	250	B(福祉避難所)			
	蘇南中学校	今渡112	800	B			
	今渡北小学校	今渡1680	350	B			
川合	川合地区センター	川合北2-14	150	A			
下恵土	下恵土地区センター	下恵土1673	250	A			
	今渡南小学校	下恵土3433-7	350	B			
土田	土田地区センター	土田2352-2	200	A			
	土田小学校	土田4226-1	350	B			
帷子	帷子地区センター	東帷子1011	350	A		注3	
	帷子小学校	東帷子1047	400	B			
	南帷子小学校	東帷子2231	400	B			
	西可児中学校	若葉台7-1	650	B			
	広陵中学校	東帷子593	650	B			
	岐阜医療科学大学	虹ヶ丘4-3-3	500	C			
春里	春里地区センター	矢戸407	150	A			
	B&G海洋センター	坂戸987-4	350	B			
	可児川苑	坂戸765	150	B(福祉避難所)			
	春里小学校	塩642-1	400	B			
	可児高等学校	坂戸987-2	450	C			
	わくわく体験館	塩河1071-4	200	C			注3
姫治	姫治地区センター	下切1530	300	A			
	Lポート可児	姫ヶ丘1-37	250	B			注3
平牧	平牧地区センター	二野2547-4	250	A			
	福寿苑	大森347-2	100	B(福祉避難所)			
	旭小学校	大森2078-3	350	B			
桜ヶ丘	桜ヶ丘地区センター	皐ヶ丘6-1-1	350	A			
	桜ヶ丘小学校	桜ヶ丘5-55-2	400	B			
	東可児中学校	皐ヶ丘4-71	500	B			
	帝京大学可児高等学校	桂ヶ丘1-1	450	C			
久々利	久々利地区センター	久々利1644-1	150	A			注2
	東明小学校	久々利1945	350	B			
広見	広見地区センター	広見7-77	650	A			
	総合会館	広見1-5	150	B			
	中部中学校	広見1086	750	B			
	広見小学校	広見71-1	350	B			注3
広見東	広見東地区センター	瀬田1736	150	A	注1	注3	
中恵土	中恵土地区センター	中恵土1896-1	150	A			
	可児工業高等学校	中恵土2358-1	450	C			
兼山	兼山地区センター	兼山701-1	200	A			注2
	兼山小学校	兼山1444-1	500	B			注2
	兼山保育園	兼山482-2	70	B			注2
	やすらぎ館	兼山1011-1	110	B(福祉避難所)			注2

種別A：第一次避難所（災害の大小に関係なく開設する避難所）

B：第二次避難所（第一次避難所だけでは収容できない場合に開設する避難所）、福祉避難所：避難行動要支援者優先の避難所

C：第三次避難所（上記の避難所の補完あるいは災害協定に基づいて開設する避難所）

※広域避難場所：ふれあいパーク・緑の丘（羽崎1269-38）、可児市運動公園（坂戸987-4）、道の駅可児ッテ（柿田416-1）

注1：浸水想定区域内にあるため、水害が予測される際の避難には施設の安全を十分に確認する。

注2：土砂災害警戒区域内にあるため、土砂災害が予測される際の避難には施設の安全を十分に確認する。

注3：施設周辺が土砂災害警戒区域であるため、土砂災害が予測される際の避難には避難経路の安全を十分に確認する。

## ○医療機関一覧

平成30年6月1日現在

地区名	病院名	所在地	電話番号	診療科目	備考
今 渡	今井内科	今渡1333-1-1	26-1234	内、呼、小、循、消	※
	奥村皮フ科	今渡1653-1	63-5300	皮、泌	※
	酒向産婦人科	今渡1886	62-3111	産、婦	※
	武市クリニック	今渡1256-1	25-1138	内、胃、外、婦	※
	たなかハートクリニック	今渡2393-1	62-9522	内、循、小、リハ	※
	古川医院	今渡1919	62-7020	皮	※
	水野内科クリニック	今渡870	28-5055	内、放、循、呼、消	※
川 合	梶の木内科医院	川合2340-1	60-3222	内、循、呼、胃、小、アレ	※
下 恵 土	あんどろクリニック	下恵土3440-678	63-6611	内、小、リハ、消、循	※
	牛丸内科	下恵土5830	63-1611	内	※
	加藤整形外科	下恵土919	61-0971	整、リハ、リウ	
	熊谷医院	下恵土184	62-0062	皮、	※
	さいとう耳鼻咽喉科	下恵土4112	62-8755	耳咽、アレ	※
	新可児クリニック	下恵土5500	61-0212	透析	
	杉山こどもクリニック	下恵土1625-1	63-5100	小	※
	にしむら眼科	下恵土4028-2	63-1158	眼	※
	は一とふるクリニック	下恵土5436-1	66-8181	内、小、精	
	ローズベルクリニック	下恵土2975-1	60-3355	産、婦、小	※
土 田	可児とうのう病院	土田1221-5	25-3113	内、神、小、外、整、循、形、脳外、皮、 泌、眼、耳咽、リハ、放、リウ、婦、消 内	※
	たかぎ内科	土田3551-1	25-7181	内、呼、胃、循、小	※
帷 子	かたびら眼科	東帷子3877	69-1001	眼	※
	河内皮膚科・形成外科	菅刈839-5	65-0240	皮、形	
	中島クリニック	東帷子136	65-8833	外、整、循、皮、泌、肛、消	※
	西可児医院	帷子新町2-99	65-0123	内、小、外、リハ	※
	西可児眼科クリニック	帷子新町2-72	65-9888	眼	※
	林医院	帷子新町2-29	65-2623	精、心療内、内、小	※
	ぴくしい整形外科	帷子新町2-115	65-0055	整、リハ、リウ	
	森岡耳鼻咽喉科	菅刈839-5	65-0691	耳咽	
	やまだ内科クリニック	菅刈839-5	69-0760	内、消	※
	山本内科耳鼻科	長坂1-87-2	65-1919	内、耳咽、小、循	

資料編

地区名	病院名	所在地	電話番号	診療科目	備考
春里	Akiなかむらクリニック	坂戸599	60-2300	内、消、外、肛	※
	くろだ胃腸科内科	塩917-1	66-0606	内、胃	
	ひまわりファミリークリニック	坂戸818	60-1011	内、小、皮、アレ	※
姫治	はたのクリニック	下切3808-1	62-7501	内、循、呼	※
平牧	こんどう内科クリニック	羽崎245-1	60-2345	内、糖内	※
桜ヶ丘	大野整形外科・外科医院	皐ヶ丘1-10	64-3223	整、外、リハ	※
	桜ヶ丘クリニック	桜ヶ丘6-73-8	64-4588	内、小、リウ	※
	桜ヶ丘診療所	桜ヶ丘6-73-7	64-1825	内、小	※
	さつきクリニック	皐ヶ丘1-168	56-1077	内、循、呼	※
久々利	可児市国民健康保険診療所	久々利1644-2	64-1126	内、小	※
広見	宗宮整形外科	広見36-1	62-8780	整、リウ、リハ	※
	とまつレディースクリニック	広見2097	61-1138	産、婦	※
	濃成病院	広見851-8	62-1100	内、小、外、皮、泌、整、リハ、循、消	※
	はせがわ小児科クリニック	広見2437-1	60-0678	小	※
	東可児病院	広見1520	63-1200	内、脳神、小、外、眼、呼、整、リハ、透析、循、放射、リウ、消内、腎内	※
	藤掛病院	広見876	62-0030	内、循、小、外、整、脳外、泌、皮、胃、リハ、透析、呼、リウ	※
	堀澤医院	広見2310-1	61-0038	内、小、循、リハ	※
	安田眼科クリニック	広見1-20	62-7576	眼	※
	山本耳鼻咽喉科	広見4-27	62-8233	耳咽	※
	早稲田クリニック	広見1-17	62-7838	神、精	※
広見東	わかやまクリニック	瀬田847-1	60-1171	内、消内、外、肛	※
中恵土	キッズクリニックありす	中恵土2359-634	61-5001	小、内、循、アレ	※
	みなもり内科クリニック	中恵土1885	60-4777	内、小、消、循	※
兼山	藤掛内科	兼山630	59-2100	内、外、小	※

※は、可児医師会医療機関

《診療科目の内訳》

内	=内科	糖内	=糖尿病内科	リウ	=リウマチ科	耳咽	=耳鼻咽喉科
精	=精神科	理	=理学診療科	整	=整形外科	耳	=耳鼻科
神	=神経科	胃	=胃腸科	皮	=皮膚科	眼	=眼科
神内	=神経内科	循	=循環器科	泌	=泌尿器科	放	=放射線科
呼	=呼吸器科	形	=形成外科	肛	=肛門科	歯	=歯科
消	=消化器科	小	=小児科	産	=産科	心療内	=心療内科
消内	=消化器内科	外	=外科	婦	=婦人科	腎内	=腎臓内科
脳外	=脳神経外科	リハ	=リハビリテーション科	アレ	=アレルギー科	透析	=人工透析

## ○災害用救急医療セット一覧

保管場所：市役所、子育て健康プラザ

平成30年5月1日現在

## 1 蘇生セット（緑）

品名		単位	数量
診断用具	喉頭鏡	組	2
	携帯用血圧計	個	2
	聴診器	個	2
	手動式人工呼吸器	組	2
吸引用具	アンプレスキューマスク	個	2
	足踏式吸引器	個	2
	サクシオンコネクター	個	4
	サクシオンカテーテル	本	4
気管内挿管用具	気管内チューブ	個	6
	スタイレット	本	4
	開口器	個	2
	舌鉗子	本	1
	舌圧子	組	1
	鼻鏡	本	1
	バイトブロック	個	4
	鼻用エアウェイ	個	4
気管切開用具	気管切開カニューレ	個	4
	気管切開セット（ケース入）	組	2
医療品衛生材料	キシロカインゼリー	個	1
	マキロン	個	1
	ヒビテン液	本	1
	滅菌ガーゼ	包	30
	絆創膏	個	10
	包帯	本	2
手術用手袋	双	6	
止血鉗子	本	2	
ピンセット	本	2	
雑剪刀	本	1	
懐中電灯	本	2	
バルンカテーテル	本	6	
ネラトンカテーテル	本	6	
チーマンカテーテル	本	2	
カフポンプ	本	2	
蘇生器	個	1	
酸素ポンベ	本	1	

## 2 創傷セット（青）

品名		単位	数量
縫合止血セット（ケース入）		組	5
セット外医療用具医薬品	止血帯	本	2
	雑剪刀	本	1
	手術用手袋	双	10
	ヒビテン液	本	1
	カルポカイン	箱	2
	スポンゼル	箱	2
注射器（5ml）	本	5	
注射器（10ml）	本	10	
衛生材料	滅菌ガーゼ	包	60
	三角巾	枚	20
	網包帯	箱	3
	弾性包帯	箱	2
	絆創膏	箱	1
	救急絆	箱	1
	油紙	箱	2
	タオル	枚	5
手術衣セット	組	5	

## 3 熱傷セット

品名		単位	数量
衛生材料・医療器具・医薬品	滅菌ガーゼ	包	18
	タオル	枚	5
	シーツ	枚	5
	網包帯	箱	3
	三角巾	枚	20
	包帯	本	5
	絆創膏	箱	1
	手術用手袋	双	20
	ピンセット	本	5
	軟膏ベラ	本	2
	雑剪刀	本	2
	ワセリン	個	2
	ヒビテン液	本	1
	ソフラチュール	枚	5
	生理食塩水	本	2



# 資料編

## 4 骨折セット1号/2号(黄)

品名		単位	数量
固定具	マジックギブス	組	1
	ポンプ	個	1

## 5 骨折セット3号(黄)

品名		単位	数量
固定具 衛生材料器具	針金副子	本	4
	アルフェンス	箱	6
	バストバンド	箱	4
	弾性包帯(巾5cm)	箱	4
	弾性包帯(巾10cm)	箱	2
	包帯	本	12
	三角巾	枚	20
	絆創膏	箱	1
	絆創膏	箱	1
	ブランチューブSS	箱	1
	ブランチューブS	箱	1
	雑剪刀	本	2
	金切バサミ	本	1

## 6 輸血・輸液セット1号/2号(黒)

品名		単位	数量
輸血輸液用 デバイス	輸血セット	個	10
	輸液セット	個	10
	定量(小児用)輸液セット	個	7
	エラストー針	個	5
	翼状針	組	15
医療器具	絆創膏	組	1
	アメゴム	本	3
	静脈切開セット(ケース入)	組	3
	マジックギブス	個	1
	点滴用副子	本	3
血液型判定用紙	束	1	
手術用手袋	双	10	
折りたたみ式ガードル	個	1	

医薬品	ソルデム4	本	2
	ブドウ糖注射液5%	本	2
	低分子デキストランブドウ糖	本	4
	生理食塩水	本	2
	乳酸リンゲル液	本	4
	低分子デキストデンL	本	6
洗眼用ポリ瓶	本	3	

## 7 緊急医薬品セット(白)

品名		単位	数量
注射薬	フェノバル注	箱	5
	ソセゴン注	箱	5
	アドナ注	箱	5
	プスコバン注	箱	5
	ソルコーテフ注	箱	10
	セファメジンα注	箱	5
	注射用ピクシリン注	箱	1
	セフメタゾン静注	箱	1
	エホチール注	箱	1
	テラプチク注	箱	1
	ノルアドレナリン注	箱	5
	メイロン注	箱	2
	プロタノールL注	箱	1
	キシロカイン注	箱	2
	サクシゾン注	箱	1
	テタノセーラ注	本	5
	沈降性破傷風トキソイド	箱	2
内容外用薬	ネオメドロールEE眼軟膏	本	20
	インテバン座薬	箱	1
	アルピーニ座薬	箱	1
	ニトロール	箱	1
注射器具	静脈注射針	箱	1
	皮下注射	箱	1
	皮下注射	箱	1
	アメゴム	本	10

## 8 雑品セット（茶）

品名	単位	数量
水桶	個	4
ポリタンク	個	2
サーチライト	個	2
ビニールシート	枚	2
寝袋	個	1
カンテラ	個	1
タオル	枚	5
ペンライト	個	2
ヒシャク	個	1
紙コップ	個	10
眼帯	個	50
手洗ブラシ	個	2
石けん	個	2
ペンチ	本	1
ドライバー	本	1
ポンプ	個	1
サインペン	本	2
手術衣セット	組	5

## [通信・輸送]

## ○防災行政無線設備一覧

## 1 同報系無線（アナログ・デジタル）

平成30年4月1日現在

(1)親局設備（本部施設） アナログ（周波数 68.835MHz 1波 送信出力 5W）

デジタル（周波数 58.430MHz 1波 送信出力 1W）

設置場所		住所
送信所	可児市役所（3階無線室）	広見1-1
第1通信所	可児市役所	広見1-1
第2通信所	可茂消防事務組合消防本部	美濃加茂市加茂川町3-7-7

(2)子局設備（受信施設） アナログ（周波数 68.835MHz 1波） デジタル（周波数 58.430MHz 1波）

管理番号	局名	管理番号	局名	管理番号	局名	管理番号	局名	管理番号	局名
0	市役所	55	中恵土(1)	98	土田(9)	148	矢戸(2)	197	大森(2)
1	久々利(2)	56	中恵土(2)	99	土田(10)	149	矢戸(3)	198	大森(3)
2	広見東(5)	57	中恵土(3)	100	土田(11)	150	矢戸(4)	199	大森(4)
3	広見(6)	58	中恵土(4)	101	土田(12)	153	長洞室原(1)	200	大森(5)
4	今渡(2)	59	中恵土(5)	102	土田(13)	154	長洞室原(2)	201	大森(6)
5	土田(3)	61	川合(1)	103	土田(14)	155	長洞室原(4)	202	大森(9)
6	西帷子(2)	62	川合(2)	107	西帷子(1)	156	塩河(1)	203	大森(8)
7	長洞室原(3)	63	川合(3)	109	鳩吹台(1)	157	塩河(2)	204	大森(10)
8	塩河(4)	64	川合(4)	110	鳩吹台(2)	158	塩河(3)	205	大森(11)
9	大森(7)	65	川合(5)	111	鳩吹台(3)	159	塩河(5)	206	大森(12)
10	下切(4)	66	川合(6)	113	菅刈(1)	160	清水ヶ丘(1)	207	大森(13)
11	臯ヶ丘(1)	69	今渡(1)	114	菅刈(2)	161	清水ヶ丘(2)	208	大森(14)
12	土田(8)	70	今渡(3)	115	菅刈(3)	162	清水ヶ丘(3)	211	桜ヶ丘(1)
13	兼山(5)	71	今渡(4)	117	緑(1)	163	清水ヶ丘(4)	212	桜ヶ丘(2)
20	久々利(1)	72	今渡(5)	118	緑(2)	165	今(1)	213	桜ヶ丘(3)
21	久々利(3)	73	今渡(6)	120	長坂(1)	166	今(2)	214	桜ヶ丘(4)
22	久々利(4)	74	今渡(7)	121	長坂(2)	167	今(3)	215	桜ヶ丘(5)
23	久々利(5)	75	今渡(8)	122	長坂(3)	169	谷追間	218	臯ヶ丘(2)
24	久々利(6)	76	今渡(9)	123	長坂(4)	171	下切(1)	219	臯ヶ丘(3)
25	久々利(7)	77	今渡(10)	124	長坂(5)	172	下切(2)	220	臯ヶ丘(4)
26	久々利(8)	79	下恵土(1)	125	帷子(1)	173	下切(3)	226	星見台(1)
27	久々利(9)	80	下恵土(2)	126	帷子(2)	174	下切(5)	229	兼山(1)
28	久々利(10)	81	下恵土(3)	128	虹ヶ丘(1)	175	下切(6)	230	兼山(2)
30	久々利(12)	82	下恵土(4)	129	虹ヶ丘(2)	176	下切(7)	232	兼山(4)
31	広見東(1)	83	下恵土(5)	131	光陽台(1)	177	下切姫ヶ丘(1)	233	兼山(6)
32	広見東(2)	84	下恵土(6)	132	光陽台(2)	178	下切姫ヶ丘(2)	234	兼山(7)
33	広見東(3)	85	下恵土(7)	134	若葉台(1)	179	下切姫ヶ丘(3)	235	兼山(8)
34	広見東(4)	86	下恵土(8)	135	若葉台(2)	182	緑ヶ丘(1)	236	兼山(9)
35	広見東(6)	87	下恵土(9)	136	若葉台(3)	183	緑ヶ丘(2)	239	桂ヶ丘(1)
36	広見東(7)	88	下恵土(10)	138	愛岐ヶ丘(1)	184	緑ヶ丘(3)	240	桂ヶ丘(2)
37	広見東(8)	89	下恵土(11)	139	愛岐ヶ丘(2)	186	羽崎(1)	243	広眺ヶ丘(1)
38	広見東(9)	90	下恵土(12)	140	愛岐ヶ丘(3)	187	羽崎(2)	244	広眺ヶ丘(2)
43	広見(1)	92	土田(1)	141	塩・坂戸(1)	188	羽崎(3)	245	広眺ヶ丘(3)
44	広見(2)	93	土田(2)	142	塩・坂戸(2)	189	羽崎(4)	246	広眺ヶ丘(4)
45	広見(3)	94	土田(4)	143	塩・坂戸(3)	191	羽生ヶ丘(1)		
46	広見(4)	95	土田(5)	144	塩・坂戸(4)	192	羽生ヶ丘(2)	3130	虹ヶ丘(3)
47	広見(5)	96	土田(6)	145	塩・坂戸(5)	194	二野	3151	矢戸(5)
48	広見(7)	97	土田(7)	147	矢戸(1)	196	大森(1)		

## (3) 戸別受信機（屋内受信設備）

管理番号	設置場所	管理番号	設置場所	管理番号	設置場所	管理番号	設置場所
1	市役所防災安全課	16	西可児中学校	31	かたびら第2幼稚園	46	桜ヶ丘連絡所
2	東明小学校	17	瀬田幼稚園	32	ひろみ保育園	47	CATV可児告知放送用
3	旭小学校	18	久々利保育園	33	すみれ楽園	48	市役所庁内放送用
4	桜ヶ丘小学校	19	めぐみ保育園	34	久々利連絡所	49	消防車庫（第3分団第3部）
5	広見小学校	20	土田保育園	35	広見東連絡所	50	可児工業団地組合
6	今渡北小学校	21	農業大学校	36	広見連絡所	51	可茂消防本部通信司令室
7	今渡南小学校	22	可児高等学校	37	中恵土連絡所	52	兼山連絡所
8	土田小学校	23	可児工業高等学校	38	川合連絡所	53	兼山小学校
9	春里小学校	24	大栄幼稚園	39	今渡連絡所	54	共和中学校
10	帷子小学校	25	ひめ幼稚園	40	下恵土連絡所	55	兼山地区センター
11	南帷子小学校	26	桜ヶ丘幼稚園	41	土田連絡所	56	大平地区センター
12	蘇南中学校	27	今渡幼稚園	42	帷子連絡所	57	大萱地区センター
13	中部中学校	28	かわい幼稚園	43	春里連絡所	58	茗荷地区センター
14	広陵中学校	29	トキワ幼稚園	44	姫治連絡所	59	室原地区センター
15	東可児中学校	30	かたびら幼稚園	45	平牧連絡所	60	水道部分庁舎

計 60 台

## (4) 地区遠隔装置

管理番号	設置場所	管理番号	設置場所	管理番号	設置場所	管理番号	設置場所
2	川合連絡所	11	広見東連絡所	22	今渡南小学校	31	西可児中学校
3	下恵土連絡所	13	中恵土連絡所	23	土田小学校	32	愛岐ヶ丘集会所
4	土田連絡所	14	広見連絡所	24	春里小学校	33	長坂集会所
5	帷子連絡所	15	今渡連絡所	25	帷子小学校	34	広眺ヶ丘第1集会所
6	春里連絡所	17	東明小学校	26	南帷子小学校	35	鳩吹台集会所
7	姫治連絡所	18	旭小学校	27	中部中学校	37	兼山連絡所
8	平牧連絡所	19	桜ヶ丘小学校	28	蘇南中学校	38	兼山小学校
9	桜ヶ丘連絡所	20	広見小学校	29	広陵中学校	39	共和中学校
10	久々利連絡所	21	今渡北小学校	30	東可児中学校		

計 35 台

## 2 移動系無線（アナログ）

平成30年4月1日現在

## (1) 周波数 466.95MHz 1波 送信出力 10W

呼出名称	配置場所	備考	呼出名称	配置場所	備考
ぎょうせいかに	市役所（無線室、防災安全課）	基地局	かに8	公用車（共用車No.37）	車載型
かに1	公用車（防災安全課）	車載型	かに9	公用車（共用車No.2）	車載型
かに2	公用車（福祉支援課）	車載型	かに10	公用車（共用車No.28）	車載型
かに3	公用車（共用車No.9）	車載型	かに11	公用車（管理用地課）	車載型
かに4	公用車（共用車No.8）	車載型	かに12	公用車（共用車No.30）	車載型
かに5	公用車（管理用地課）	車載型	かに13	公用車（教育総務課）	車載型
かに6	公用車（マイクロバス）	車載型	かに14	公用車（共用車No.18）	車載型

資料編

呼出名称	配置場所	備考	呼出名称	配置場所	備考
かに15	公用車（都市整備課）	車載型	かに本部 117	市役所（無線室）	携帯型
かに16	公用車（管理用地課）	車載型	かに本部 118	市役所（無線室）	携帯型
かに17	公用車（共用車No.1）	車載型	かに本部 119	市役所（無線室）	携帯型
かに18	公用車（都市整備課）	車載型	かに第1分団第1部 1	消防車（第1分団第1部）	車載型
かに19	公用車（福祉支援課）	車載型	かに第1分団第1部201	消防車庫（第1分団第1部）	半固定型
かに今渡 1	今渡連絡所	半固定型	かに第1分団第2部 1	消防車（第1分団第2部）	車載型
かに川合 1	川合連絡所	半固定型	かに第1分団第2部201	消防車庫（第1分団第2部）	半固定型
かに下恵土 1	下恵土連絡所	半固定型	かに第1分団第3部201	消防車庫（第1分団第3部）	半固定型
かに土田 1	土田連絡所	半固定型	かに第1分団第4部 1	消防車（第1分団第4部）	車載型
かに帷子 1	帷子連絡所	半固定型	かに第1分団第4部201	消防車庫（第1分団第4部）	半固定型
かに春里 1	春里連絡所	半固定型	かに第2分団第1部 1	消防車（第2分団第1部）	車載型
かに姫治 1	姫治連絡所	半固定型	かに第2分団第1部201	消防車庫（第2分団第1部）	半固定型
かに平牧 1	平牧連絡所	半固定型	かに第2分団第2部 1	消防車（第2分団第2部）	車載型
かに桜ヶ丘 1	桜ヶ丘連絡所	半固定型	かに第2分団第2部201	消防車庫（第2分団第2部）	半固定型
かに久々利 1	久々利連絡所	半固定型	かに第2分団第3部 1	消防車（第2分団第3部）	車載型
かに広見東 1	広見東連絡所	半固定型	かに第2分団第3部201	消防車庫（第2分団第3部）	半固定型
かに広見 1	広見連絡所	半固定型	かに第2分団第4部201	消防車庫（第2分団第4部）	半固定型
かに中恵土 1	中恵土連絡所	半固定型	かに第3分団第1部 1	消防車（第3分団第1部）	車載型
かに兼山 1	兼山連絡所	半固定型	かに第3分団第1部201	消防車庫（第3分団第1部）	半固定型
かに本部 101	市役所（無線室）	携帯型	かに第3分団第2部 1	消防車（第3分団第2部）	車載型
かに本部 102	市役所（無線室）	携帯型	かに第3分団第2部201	消防車庫（第3分団第2部）	半固定型
かに本部 103	市役所（無線室）	携帯型	かに第3分団第3部 1	消防車（第3分団第3部）	車載型
かに本部 104	市役所（無線室）	携帯型	かに第3分団第3部201	消防車庫（第3分団第3部）	半固定型
かに本部 105	市役所（無線室）	携帯型	かに第3分団第4部 1	消防車（第3分団第4部）	車載型
かに本部 106	市役所（無線室）	携帯型	かに第3分団第4部201	消防車庫（第3分団第4部）	半固定型
かに本部 107	市役所（無線室）	携帯型	かに第4分団第1部 1	消防車（第4分団第1部）	車載型
かに本部 108	市役所（無線室）	携帯型	かに第4分団第1部201	消防車庫（第4分団第1部）	半固定型
かに本部 109	市役所（無線室）	携帯型	かに第4分団第2部 1	消防車（第4分団第2部）	車載型
かに本部 110	市役所（無線室）	携帯型	かに第4分団第2部201	消防車庫（第4分団第2部）	半固定型
かに本部 111	市役所（無線室）	携帯型	かに第4分団第3部 1	消防車（第4分団第3部）	車載型
かに本部 112	市役所（無線室）	携帯型	かに第4分団第3部201	消防車庫（第4分団第3部）	半固定型
かに本部 113	市役所（無線室）	携帯型	かに第4分団第4部 2	消防車（第4分団第4部）	車載型
かに本部 114	市役所（無線室）	携帯型	かに第4分団第4部 3	消防車庫（第4分団第4部）	半固定型
かに本部 115	市役所（無線室）	携帯型	かに海洋センター 1	海洋センター	半固定型
かに本部 116	市役所（無線室）	携帯型	かに福祉センター 1	福祉センター	半固定型

計 84 台

## 3 移動系無線局（デジタル）

平成 30 年 4 月 1 日現在

## (1) MCA 無線機

呼出名称	配置場所	呼出名称	配置場所	呼出名称	配置場所
災対本部 1	市役所（防災安全課）	広見小	広見小学校	防災 5	市役所（防災安全課）
災対本部 2	市役所（防災安全課）	兼山小	兼山小学校	防災 6	市役所（防災安全課）
災対本部 3	市役所（防災安全課）	蘇南中	蘇南中学校	防災 7	市役所（防災安全課）
土木班 1	市役所（土木課）	西可児中	西可児中学校	防災 8	市役所（防災安全課）
土木班 2	市役所（土木課）	広陵中	広陵中学校	南消防署	南消防署
土木班 3	市役所（土木課）	中部中	中部中学校	消防団長	市役所（防災安全課）
今渡	今渡地区センター	東可児中	東可児中学校	消防指導員	消防団指導員
川合	川合地区センター	可児警察署	可児警察署（警備課）	第 1 分団長	消防団第 1 分団長
下恵土	下恵土地区センター	水道庁舎 1	水道庁舎	第 1 分団 1	消防車庫（第 1 分団第 1 部）
土田	土田地区センター	水道庁舎 2	水道庁舎	第 1 分団 2	消防車庫（第 1 分団第 2 部）
帷子	帷子地区センター	可児高校	可児高等学校	第 1 分団 3	消防車庫（第 1 分団第 3 部）
春里	春里地区センター	可児工業高	可児工業高等学校	第 1 分団 4	消防車庫（第 1 分団第 4 部）
姫治	姫治地区センター	帝京可児高	帝京大学可児高等学校	第 2 分団長	消防団第 2 分団長
平牧	平牧地区センター	岐阜医療科学大学	岐阜医療科学大学	第 2 分団 1	消防車庫（第 2 分団第 1 部）
桜ヶ丘	桜ヶ丘地区センター	福祉センタ	福祉センター	第 2 分団 2	消防車庫（第 2 分団第 2 部）
久々利	久々利地区センター	可児川苑	可児川苑	第 2 分団 3	消防車庫（第 2 分団第 3 部）
広見東	広見東地区センター	福寿苑	福寿苑	第 2 分団 4	消防車庫（第 2 分団第 4 部）
広見	広見地区センター	やすらぎ館	やすらぎ館	第 3 分団長	消防団第 3 分団長
中恵土	中恵土地区センター	兼山保育園	兼山保育園	第 3 分団 1	消防車庫（第 3 分団第 1 部）
兼山	兼山地区センター	海洋センタ	海洋センター	第 3 分団 2	消防車庫（第 3 分団第 2 部）
今渡北小	今渡北小学校	L ポート	L ポート可児	第 3 分団 3	消防車庫（第 3 分団第 3 部）
今渡南小	今渡南小学校	わくわく	わくわく体験館	第 3 分団 4	消防車庫（第 3 分団第 4 部）
土田小	土田小学校	共和中	共和中学校	第 4 分団長	消防団第 4 分団長
帷子小	帷子小学校	CTK	ケーブルテレビ可児	第 4 分団 1	消防車庫（第 4 分団第 1 部）
南帷子小	南帷子小学校	FM らら	FM ラインウェーブ	第 4 分団 2	消防車庫（第 4 分団第 2 部）
春里小	春里小学校	防災 1	市役所（防災安全課）	第 4 分団 3	消防車庫（第 4 分団第 3 部）
旭小	旭小学校	防災 2	市役所（防災安全課）	第 4 分団 4	消防車庫（第 4 分団第 4 部）
桜ヶ丘小	桜ヶ丘小学校	防災 3	市役所（防災安全課）		
東明小	東明小学校	防災 4	市役所（防災安全課）		

計 85 台

## 資料編

## ○防災相互通信用無線局一覧（県・近隣市町村・関係機関等抜粋）

平成 30 年 4 月 1 日現在

免許人名	事業所名	呼出名称	局種	周波数 (MHz)
岐阜県	防災課	ぎふけんぼうたい 17	陸上移動局	158.35
岐阜県	可茂県事務所	ぎふけんぼうたい 11	陸上移動局	158.35
岐阜県	可茂土木事務所	ぎふけんぼうたい 12	陸上移動局	158.35
美濃加茂市	美濃加茂市役所	みのかもぼうたい101	陸上移動局	466.775
美濃加茂市	美濃加茂市役所	みのかもぼうたい102	陸上移動局	158.35
御嵩町	御嵩町役場	みたけぼうたい	基地局	158.35
御嵩町	御嵩町役場	みたけ 18	陸上移動局	466.775
坂祝町	坂祝町役場	さかほぎぼうたい	基地局	158.35
坂祝町	坂祝町役場	さかほぎぼうたい	基地局	466.775
富加町	富加町役場	とみかぼうたい	陸上移動局	158.35
富加町	富加町役場	とみか 101	陸上移動局	466.775
川辺町	川辺町役場	かわべぼうたい	基地局	158.35
川辺町	川辺町役場	かわべぼうたい	基地局	466.775
八百津町	八百津町役場	やおつぼうたい	基地局	158.35
八百津町	八百津町役場	やおつ 1	陸上移動局	466.775
七宗町	七宗町役場	ひちそうぼうたい	基地局	158.35
七宗町	七宗町役場	ひちそうぼうたい	基地局	466.775
白川町	白川町役場	しらかわぼうたい 1	陸上移動局	466.775
白川町	白川町役場	しらかわぼうたい 2	陸上移動局	158.35
東白川村	東白川村役場	しらかわぼうたい 1	陸上移動局	466.775
可茂消防事務組合	消防本部	かもしょうぼう	基地局	158.35
可茂消防事務組合	南消防署	かもみなみ 1	陸上移動局	158.35
可茂消防事務組合	西可児分署	かみにしかに 1	陸上移動局	158.35
可茂消防事務組合	東可児分遣所	かもひがしかに 1	陸上移動局	158.35
警察庁	可児警察署	ぎふけい 979	陸上移動局	158.35
関西電力	今渡電力所	カンデンイマワタリ 76	陸上移動局	158.35

## ○防災ヘリコプター緊急離着陸場及び飛行場外離着陸場一覧

平成30年4月1日現在

施設名	所在地	地積(m)×(m)	電話	座標
今渡南小学校	下恵土3343-7	95×130	62-1366	E 137° 03' 00" N 35° 25' 39"
今渡北小学校	今渡1680	120×120	63-1500	E 137° 02' 52" N 35° 25' 48"
蘇南中学校	今渡112	110×120	62-1010	E 137° 02' 12" N 35° 25' 41"
土田小学校	土田4226-1	60×120	25-2652	E 137° 00' 55" N 35° 25' 24"
広陵中学校	東帷子593	110×220	65-7991	E 137° 00' 50" N 35° 24' 15"
帷子小学校	東帷子1047	110×110	65-4802	E 137° 00' 34" N 35° 23' 56"
西可児中学校	若葉台7-1	130×180	65-6835	E 137° 01' 00" N 35° 24' 00"
南帷子小学校	東帷子2231	130×150	65-4181	E 137° 01' 00" N 35° 23' 19"
春里小学校	塩642-1	110×120	65-2063	E 137° 01' 41" N 35° 24' 14"
可児市運動公園	坂戸987-4	120×120	62-8603	E 137° 02' 36" N 35° 24' 33"
旭小学校	大森2078-3	80×150	62-0302	E 137° 04' 15" N 35° 24' 20"
東可児中学校	皐ヶ丘4-71	90×190	64-2700	E 137° 06' 50" N 35° 22' 40"
桜ヶ丘小学校	桜ヶ丘5-55-2	120×130	64-0700	E 137° 06' 45" N 35° 22' 55"
東明小学校	久々利1945	140×180	64-1128	E 137° 05' 48" N 35° 24' 20"
中部中学校	広見1086	120×120	62-1161	E 137° 04' 29" N 35° 05' 03"
広見小学校	広見71-1	80×160	62-1551	E 137° 04' 15" N 35° 05' 16"
広見市民運動場	石井227-2	90×140	62-8603	E 137° 04' 33" N 35° 05' 23"
可児工業高等学校	中恵土2358-1	100×140	62-1185	E 137° 03' 51" N 35° 05' 42"
ふれあいパーク緑の丘	羽崎1269-38	220×171	62-1111	E 137° 06' 00" N 35° 24' 41"
東建塩河カントリー倶楽部	塩河846-1	55×45	65-9111	E 137° 02' 35" N 35° 22' 01"
兼山小学校	兼山1444-1	90×155	59-2211	E 137° 05' 36" N 35° 26' 58"
坊主山グラウンド	兼山1400-1	100×90	62-8603	E 137° 05' 47" N 35° 27' 18"
兼山ふれあい広場	兼山702-1	80×50	62-1111	E 137° 05' 30" N 35° 27' 18"



## ○災害時優先電話設置場所一覧

平成 30 年 4 月 1 日現在

場 所	備 考	場 所	備 考
市役所		土田小学校	指定避難所 指定緊急避難場所
水道庁舎		帷子小学校	指定避難所 指定緊急避難場所
総合会館分室		南帷子小学校	指定避難所 指定緊急避難場所
今渡地区センター	指定避難所 指定緊急避難場所	春里小学校	指定避難所 指定緊急避難場所
川合地区センター	指定避難所 指定緊急避難場所	旭小学校	指定避難所 指定緊急避難場所
下恵土地区センター	指定避難所 指定緊急避難場所	桜ヶ丘小学校	指定避難所 指定緊急避難場所
土田地区センター	指定避難所 指定緊急避難場所	東明小学校	指定避難所 指定緊急避難場所
帷子地区センター	指定避難所 指定緊急避難場所	広見小学校	指定避難所 指定緊急避難場所
春里地区センター	指定避難所 指定緊急避難場所	兼山小学校	指定避難所 指定緊急避難場所
姫治地区センター	指定避難所 指定緊急避難場所	蘇南中学校	指定避難所 指定緊急避難場所
平牧地区センター	指定避難所 指定緊急避難場所	西可児中学校	指定避難所 指定緊急避難場所
桜ヶ丘地区センター	指定避難所 指定緊急避難場所	広陵中学校	指定避難所 指定緊急避難場所
久々利地区センター	指定避難所 指定緊急避難場所	東可児中学校	指定避難所 指定緊急避難場所
広見地区センター	指定避難所 指定緊急避難場所	中部中学校	指定避難所 指定緊急避難場所
広見東地区センター	指定避難所 指定緊急避難場所	福祉センター	指定避難所 指定緊急避難場所
中恵土地区センター	指定避難所 指定緊急避難場所	可児川苑	指定避難所 指定緊急避難場所
兼山地区センター	指定避難所 指定緊急避難場所	福寿苑	指定避難所 指定緊急避難場所
兼山連絡所		兼山やすらぎ館	指定避難所 指定緊急避難場所
瀬田幼稚園		海洋センター	指定避難所 指定緊急避難場所
めぐみ保育園		わくわく体験館	指定避難所 指定緊急避難場所
土田保育園		Lポート可児	指定避難所 指定緊急避難場所
久々利保育園		久々利診療所	
兼山保育園	指定避難所 指定緊急避難場所	図書館	
今渡北小学校	指定避難所 指定緊急避難場所	学校給食センター	
今渡南小学校	指定避難所 指定緊急避難場所	文化創造センター	

## ○物資及び人員の拠点施設一覧

## 1 物資

第1次物流（集積配分）拠点	第2次物流（集積配分）拠点
道の駅可児ッテ（柿田 416-1） TEL61-3780	帷子地区センター（東帷子 1011） TEL65-2007 桜ヶ丘地区センター（皐ヶ丘 6-1-1） TEL64-0051 福祉センター（今渡 682-1） TEL62-1555

## 2 人員

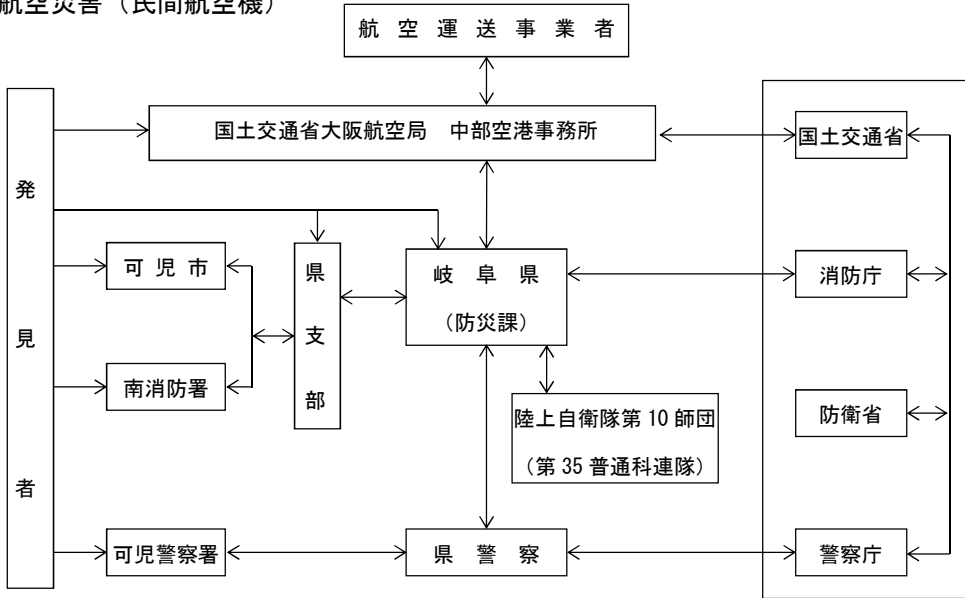
第1次活動拠点	第2次活動拠点
道の駅可児ッテ（柿田 416-1） TEL61-3780	ふれあいパーク・緑の丘（羽崎 1269-38） TEL61-3538 可児市運動公園（坂戸 987-4） TEL62-8603 Lポート可児（姫ヶ丘 1-37） TEL61-0111

## ○緊急輸送道路一覧

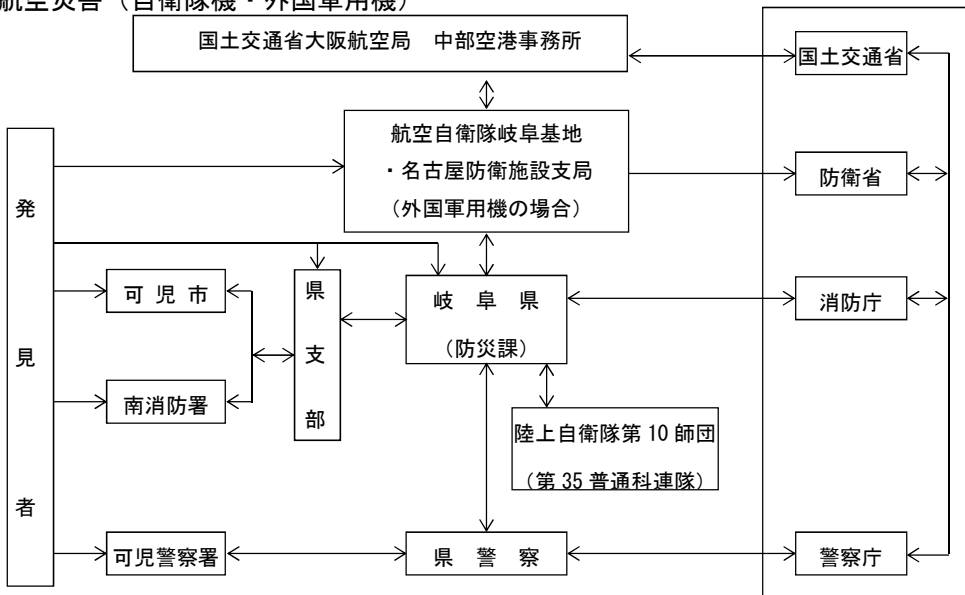
種別	内容	道路名 ※市域関係道路
第1次緊急輸送道路	県庁所在地、地方中心都市などを連絡し、広域の緊急輸送を担う道路	・ 東海環状自動車道 ・ 国道 21号、41号、248号
第2次緊急輸送道路	第1次緊急輸送道路と市役所及び知事が指定する主要な防災拠点を連絡し、地域内の緊急輸送を担う道路	・ 県道 64線（可児・金山線） 84号線（土岐・可児線） 381号線（多治見・八百津線） ・ 市道 9号線（下切・井之鼻線） 14号線（広見・土田線） 49号線（久々利・羽崎線）
第3次緊急輸送道路	第1次・第2次緊急輸送道路と地区防災拠点（14地区センター、物資及び人員の拠点施設）を相互に連絡し、地区内の緊急輸送を担う道路	・ 県道 122号線（御嵩・犬山線） 341号線（御嵩・可児線） 349号線（菅刈・今渡線） ・ 市道 5号線（大東・上屋敷線） 10号線（八幡・今広線） 15号線（広見・柿田線） 21号線（塩・長洞線） 26号線（鳥屋場・青木線） 27号線（田白・桜ヶ丘線） 33号線（姫・谷迫間線） 34号線（下切・二野線） 46号線（八幡・住吉線） 57号線（今渡・川合線） 62号線

○事故災害時の情報伝達系統

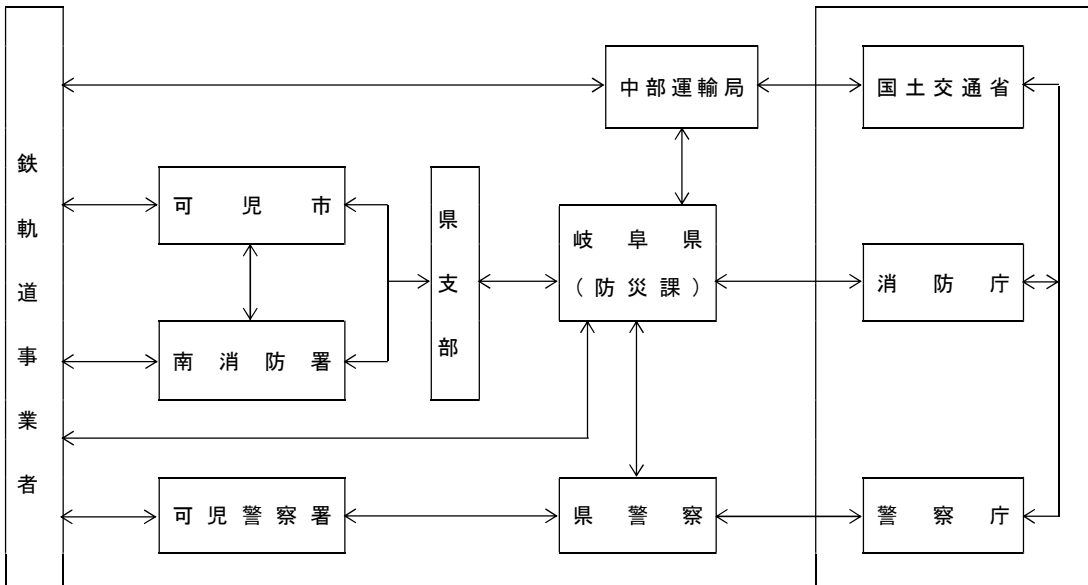
1 航空災害（民間航空機）



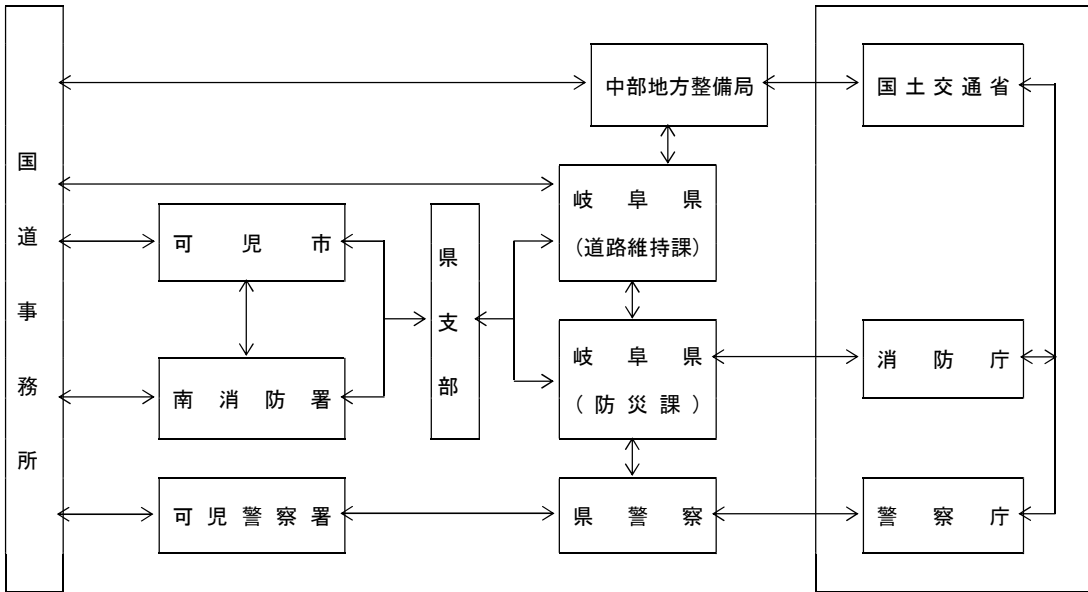
2 航空災害（自衛隊機・外国軍用機）



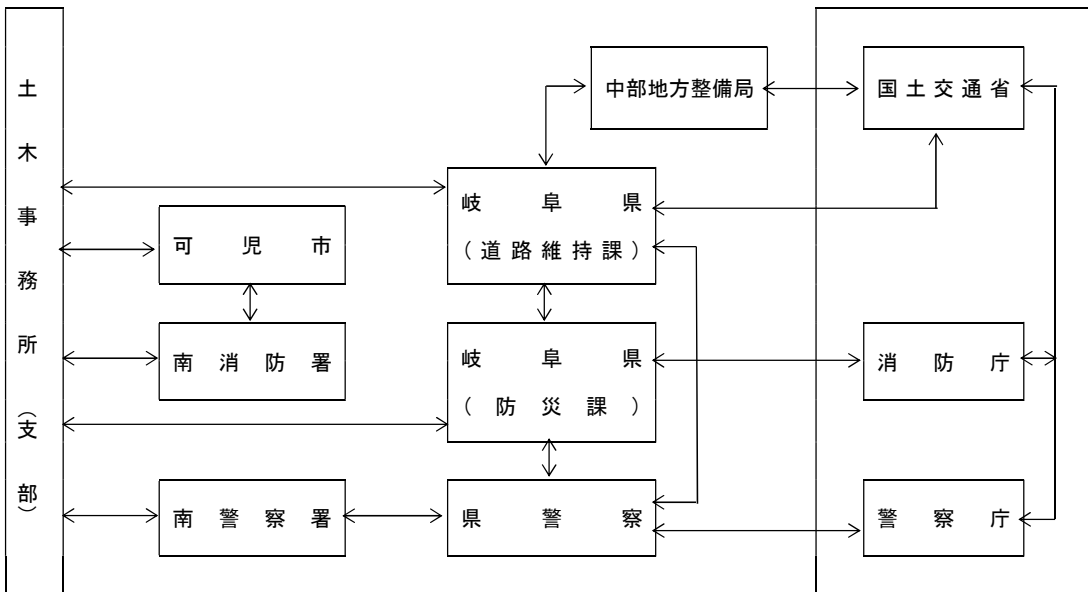
3 鉄道災害



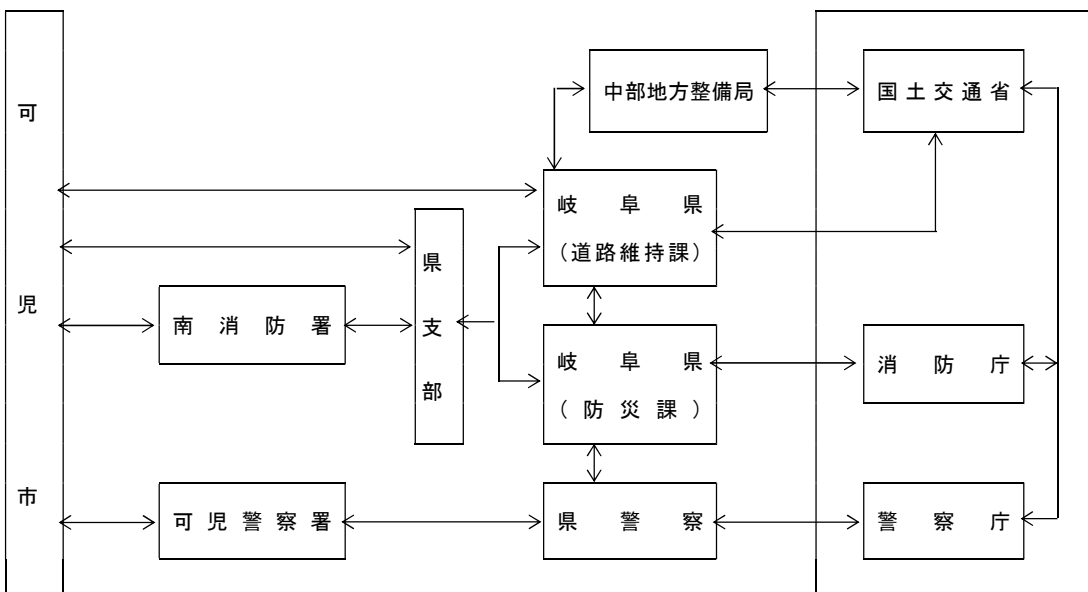
4 道路災害（国の管理する道路）



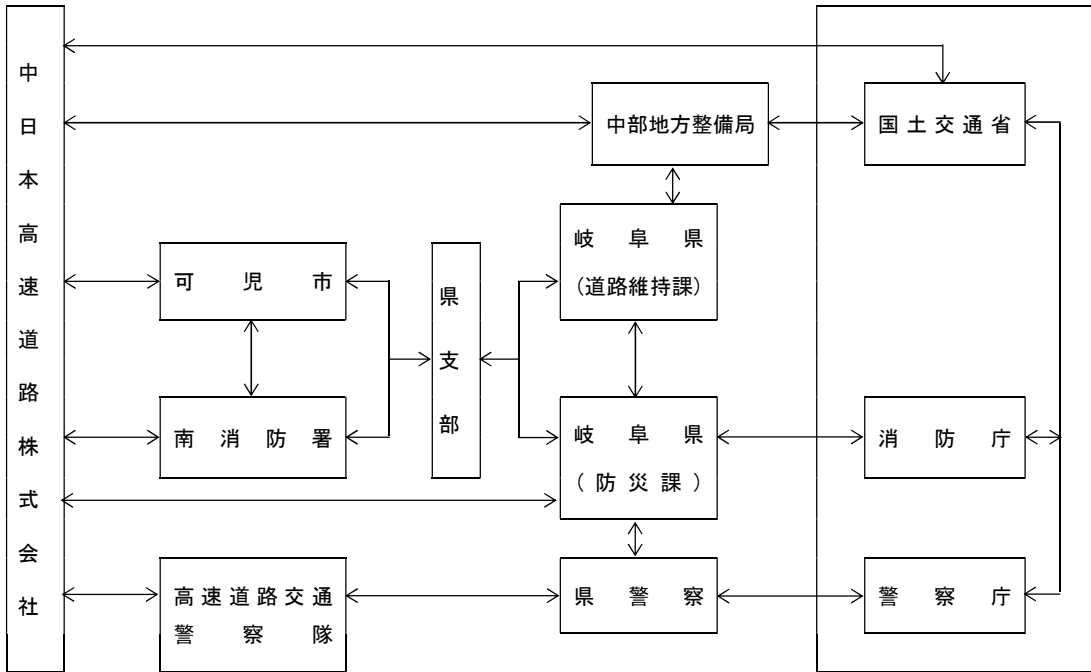
5 道路災害（県の管理する道路）



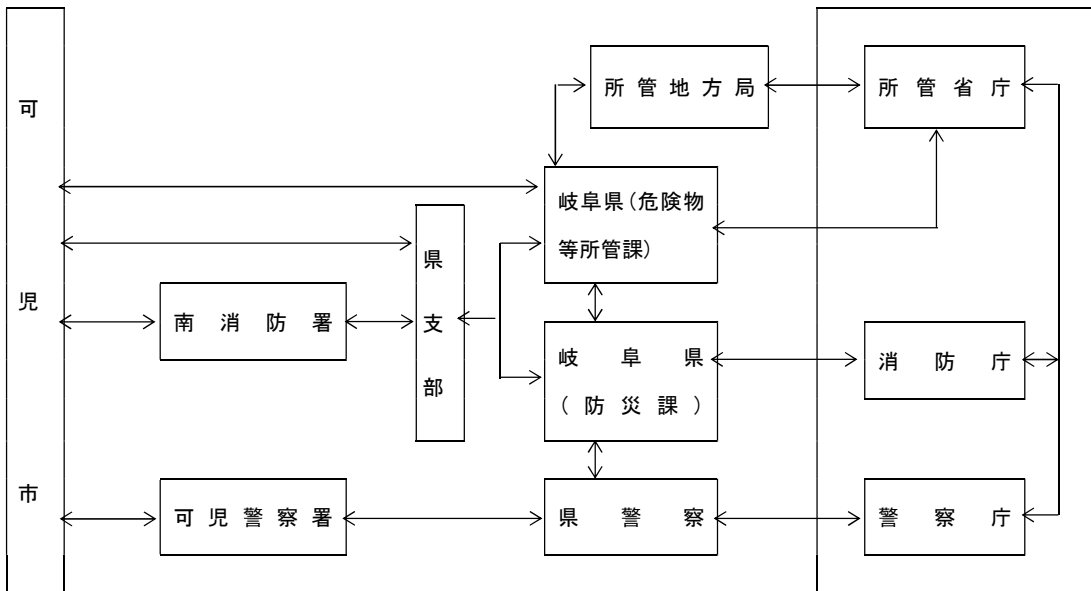
6 道路災害（市の管理する道路）



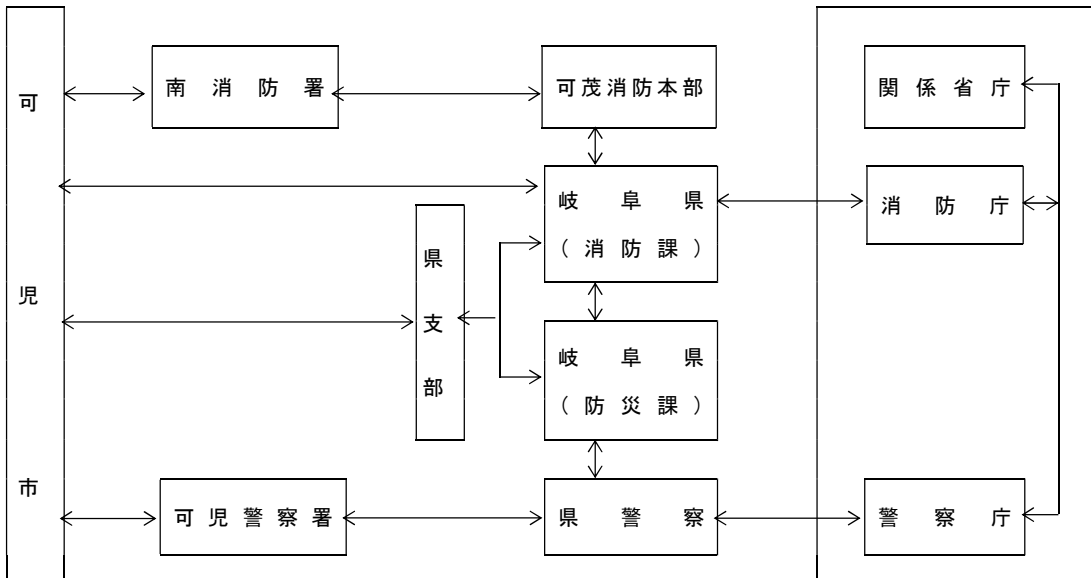
7 道路災害（中日本高速道路株式会社の管理する道路）



8 危険物等災害



9 大規模・林野火災



## [消防・水防]

## ○可児市消防団組織図

平成 30 年 4 月 1 日現在

			区 分	分団長	部 長	班 長	団 員	区 域
団 長 1	副 団 長 2	指 導 員 3	第 1 分 団	1	1	4	15	広見、石井及び広眺ヶ丘の区域
					1	4	16	瀬田、柿田、淵之上、平貝戸及び石森の区域
					1	4	15	中恵土の区域
					1	5	15	下切、今、谷迫間、みずきヶ丘及び姫ヶ丘の区域
	第 2 分 団	1	1	5	12	今渡の区域		
			1	4	15	下恵土、禅台寺及び徳野南の区域		
			1	4	12	川合及び川合北の区域		
			1	4	11	土田の区域		
	第 3 分 団	1	1	4	16	矢戸、長洞、室原、塩、坂戸及び美里ヶ丘の区域		
			1	4	12	塩河及び清水ヶ丘の区域		
			1	4	17	菅刈、西帷子、緑、鳩吹台及び虹ヶ丘の区域		
			1	5	16	東帷子、長坂、愛岐ヶ丘、光陽台、若葉台、及び帷子新町の区域		
	第 4 分 団	1	1	3	15	久々利、柿下及び柿下入会の区域		
			1	3	14	羽崎、二野、緑ヶ丘及び羽生ヶ丘の区域		
			1	5	8	大森、大森台、松伏、星見台、桜ヶ丘、臯ヶ丘及び桂ヶ丘の区域		
			1	4	13	兼山の区域		
			女性消防分団	—	—	1	14	可児市全域

## ○自衛消防隊一覧

平成 25 年 4 月 1 日現在

地区	名称	小型動力ポンプ	地区	名称	小型動力ポンプ
川合	川合自衛消防隊	積可ポ 1、可ポ 1	姫治	谷迫間自衛消防隊	可ポ 1
下恵土	徳野自衛消防隊	可ポ 1		下切下自衛消防隊	可ポ 2
土田	井之鼻自衛消防隊	可ポ 1		山寺自衛消防隊	可ポ 1
	渡自衛消防隊	可ポ 1		青木自衛消防隊	可ポ 1
帷子	中切自衛消防隊	可ポ 1		平牧	今自衛消防隊
	古瀬自衛消防隊	可ポ 1	羽崎二野自衛消防隊		積可ポ 1
	美濃田自衛消防隊	可ポ 1	大森自衛消防隊	積可ポ 2	
	菅刈自衛消防隊	可ポ 1	久々利	元久々利自衛消防隊	可ポ 1
	石原自衛消防隊	可ポ 1		柿下自衛消防隊	可ポ 1
	茗荷自衛消防隊	可ポ 1		北部自衛消防隊	可ポ 1
	鳩吹台自衛消防隊	可ポ 1		東部自衛消防隊	可ポ 1
春里	塩自衛消防隊	可ポ 1		大萱自衛消防隊	積可ポ 1
	坂戸自衛消防隊	可ポ 1	大平自衛消防隊	可ポ 1	
	塩河自衛消防隊	積可ポ 1、可ポ 1	広見東	瀬田自衛消防隊	可ポ 2
	室原自衛消防隊	可ポ 1		柿田自衛消防隊	可ポ 1
	長洞自衛消防隊	可ポ 1	兼山	兼山自衛消防隊	可ポ 2

※積可ポ：積載可搬ポンプ（車両）、可ポ：可搬ポンプ

計 32 組織

資料編

○危険物施設の状況

平成30年4月1日現在

製造所	貯 蔵 所								取 扱 所			合 計
	屋内貯蔵所	屋外タンク貯蔵所	屋内タンク貯蔵所	地下タンク貯蔵所	簡易タンク貯蔵所	移動タンク貯蔵所	屋外貯蔵所	小計	給油取扱所	一般取扱所	小計	
1	72	43	12	43	0	22	3	195	55 (25)	54	109	305

※給油取扱所の（ ）内は、自家用給油取扱所の数。ただし、給油取扱所数は、自家用給油取扱所数を含む。

○危険物大規模貯蔵施設一覧

平成30年4月1日現在

事業所	所在地	品名	容量×数量 (kl×基)
大王製紙(株)岐阜事業所	可児市土田500	第三石油類 (重油)	680×2

○防災ため池一覧

平成30年4月1日現在

水系	河川名	地区名	所在地	管理者	堤高 (m)	堤長 (m)	堤体積 (m <sup>3</sup> )
木曽川	可児川	柿下	柿下	可児川防災等ため池組合	12.3	157.0	36,429
木曽川	可児川	小淵	久々利	可児川防災等ため池組合	18.4	53.0	13,302
木曽川	可児川	桜	大森	可児川防災等ため池組合	14.1	142.6	32,951

○重要樋管一覧

平成30年4月1日現在

河川名	所在地	種類	構造	管理者
木曽川	土田	土田樋管	1.5×1.5×1	可児市
木曽川	土田	下田樋管	3.0×3.0×1	可児市
木曽川	土田	下田第2樋管	2.5×2.3×1	可児市
可児川	広見	広見4丁目樋管	1.5×1.5×1	可児市
可児川	平貝戸	明智大排水樋管	3.0×1.7×2	可児市

## ○雨量計・水位計・監視カメラ設置場所一覧

## 1 雨量計

平成 30 年 4 月 1 日現在

名 称	設置場所	管理者	名 称	設置場所	管理者
市役所	市役所	可児市	室原	室原公民館	可児市
久々利	久々利地区センター	可児市	塩河	大畑公民館	可児市
広見東	広見東地区センター	可児市	大森	大森新田交差点付近	可児市
今渡	今渡地区センター	可児市	下切	姫治地区センター付近	可児市
土田	土田中町交差点付近	可児市	臯ヶ丘	桜ヶ丘地区センター付近	可児市
西帷子	茗荷公民館	可児市	兼山	魚屋公民館付近	可児市

## 2 水位計

平成 30 年 4 月 1 日現在

名 称	観測河川名	設置場所	管理者
広見	久々利川	姫橋付近	可児市
土田	可児川	二の井大橋付近	可児市
門前橋	可児川	門前橋付近	岐阜県
広見	可児川	蛸橋付近	岐阜県
土田	可児川	今春橋付近	岐阜県
今渡	木曾川	太田橋付近	国

## 3 監視カメラ

平成 30 年 4 月 1 日現在

監視地点	管理者	監視地点	管理者
可児川（中恵土・名鉄広見線鉄橋）	可児市	県道 84 号線（下恵土・JRアンダーパス）	可児市
可児川（広見・さつき大橋）	可児市	可児川（御嵩町中・門前橋）	岐阜県
可児川（下恵土・JR太多線鉄橋）	可児市	可児川（広見・蛸橋）	岐阜県
可児川（広見・鳥屋場橋）	可児市	可児川（土田・戸走橋）	岐阜県
可児川（塩・二の井大橋）	可児市	木曾川（兼山・兼山ダム）	国
久々利川（下切・姫橋）	可児市	木曾川（今渡・太田橋）	国
市道 50 号線（土田・名鉄アンダーパス）	可児市	国道 21 号線（柿田・柿田交差点）	国



## [災害危険箇所]

## ○山腹崩壊危険地区一覧

平成 30 年 4 月 1 日現在

所在地	地区名	保全対象			危険度
		人家	公共施設	道路	
東帷子	斉戸洞	6		1	C
東帷子	二竹	17		1	B
柿田	東屋敷	45		1	B
瀬田	綾ヶ根	18			B
久々利	日面	63		1	B
久々利	北西1	19			B
久々利	北西2	3		1	C
今	池下	1			C
瀬田	島田	2		1	C
菅刈	田畑	26			B
菅刈	小鉢屋	2		1	C
東帷子	荒神堂	0		1	C
兼山	宮町	93		1	A
東帷子	竹ノ腰	4		1	C
東帷子	前田	15			A
兼山	庚申塚	63		1	A
兼山	西山	32		1	A
兼山	常盤町	32	3	1	A
兼山	殿町	17		1	A
兼山	古城山	54		1	A
兼山	山田洞	2		1	C

危険度 A &gt; B &gt; C

## ○崩壊土砂流出危険地区一覧

平成 30 年 4 月 1 日現在

所在地	地区名	面積 (ha)		保全対象			危険度
		集水域面積	危険地区	人家	公共施設	道路	
西帷子	東野1	14.10	0.45	12			B
西帷子	弁入	22.74	1.13	13			B
室原	三本松	21.42	1.28			1	C
室原	滝ヶ洞	21.13	0.28	4			B
東帷子	西ノ股	10.69	0.39			1	C
兼山	古城山	3.84	0.07			1	C

## ○急傾斜地崩壊危険区域一覧

平成 30 年 4 月 1 日現在

区域名	所在地	指定年月日
八反田	下切字八反田 他	S53. 3. 31
丁字ヶ洞	東帷子字丁字ヶ洞 他	S55. 3. 21
竹ノ腰	東帷子字竹ノ腰 他	S55. 3. 21
門田	西帷子字門田 他	S55. 12. 5
堀後海道	室原字堀後海道	S55. 12. 5
綾ヶ根	瀬田字綾ヶ根 他	S59. 2. 13
西田	東帷子字西田	H1. 3. 24
伊洞	菅刈字伊洞 他	H1. 3. 24
中岩 1	久々利字東山 他	H2. 3. 27
中岩 2	久々利字岩屋 他	H2. 3. 27
中岩 3	久々利字西山 他	H2. 3. 27
四番地	羽崎字大洞 他	H8. 4. 26
前田 1	東帷子字前田 他	H9. 11. 11
日面	久々利字日面 他	H11. 4. 6
三番地	羽崎字山寺 他	H12. 4. 14
宮前	室原字宮前 他	H12. 12. 5
田畑	菅刈字田畑	H14. 8. 30
丸山	塩河字丸山 他	H15. 5. 30
高田	柿下字高田 他	H17. 3. 22
古瀬	東帷子字堂ノ下堂 他	H19. 8. 31
五反田	東帷子字五反田 他	H19. 8. 31
盛住	兼山字盛住町 他	H24. 12. 18
吹ヶ洞	大森字鳩討	H26. 3. 7
洞	兼山字古城山 他	H26. 7. 15
古城山	兼山字殿町	H29. 7. 7

## ○土砂災害警戒区域一覧

平成 30 年 4 月 1 日現在

自然現象の種類	地区名（溪流名）	所在地名		特別警戒区域
急傾斜地の崩壊	茗荷洞	長洞	前田	○
急傾斜地の崩壊	前田	東帷子	前田	○
急傾斜地の崩壊	前田 2	東帷子	前田	○
急傾斜地の崩壊	五反田	東帷子	五反田	○
急傾斜地の崩壊	西田	東帷子	西田	○
急傾斜地の崩壊	二々竹	東帷子	二竹	○
急傾斜地の崩壊	丁字が洞	東帷子	丁字ヶ洞	○
急傾斜地の崩壊	竹の腰	東帷子	竹ノ腰	○

資料編

自然現象の種類	地区名（溪流名）	所在地名		特別警戒区域
急傾斜地の崩壊	辻明	東帷子	辻明	○
急傾斜地の崩壊	野内	東帷子	野内	○
急傾斜地の崩壊	弁入	西帷子	弁入	○
急傾斜地の崩壊	門田	西帷子	門田	○
急傾斜地の崩壊	伊洞	菅刈	伊洞	○
急傾斜地の崩壊	田畑	菅刈	田畑	○
急傾斜地の崩壊	兼杖洞 2	下切	兼杖洞	○
急傾斜地の崩壊	兼杖洞 1	下切	小山	○
急傾斜地の崩壊	井洞	下切	井洞	○
急傾斜地の崩壊	宮坂洞	下切	宮坂洞	○
急傾斜地の崩壊	八反田	下切	八反田	○
急傾斜地の崩壊	塀後海道	室原	塀後海道	○
急傾斜地の崩壊	塩河丸山	塩河	丸山	○
急傾斜地の崩壊	海道田	谷迫間	海道田	○
急傾斜地の崩壊	北屋敷	今	北屋敷	○
急傾斜地の崩壊	竹の腰 2	大森	竹之腰	○
急傾斜地の崩壊	竹の腰 3	大森	竹之腰	○
急傾斜地の崩壊	岩端	大森	岩端	○
急傾斜地の崩壊	山崎	大森	山崎	○
急傾斜地の崩壊	小反面	大森	山崎	○
急傾斜地の崩壊	吹ヶ洞	大森	鳩討	○
急傾斜地の崩壊	辻洞	大森	辻洞	○
急傾斜地の崩壊	新田	大森	藤藪	○
急傾斜地の崩壊	丸山 2	久々利	日面	○
急傾斜地の崩壊	丸山 1	久々利	薬師洞	○
急傾斜地の崩壊	岩下 1	柿下	岩下	○
急傾斜地の崩壊	岩下 2	柿下	岩下	○
急傾斜地の崩壊	中岩 3	羽崎	天神洞	○
急傾斜地の崩壊	中岩 2	久々利	岩屋	○
急傾斜地の崩壊	中岩	久々利	岩屋	○
急傾斜地の崩壊	島前	久々利	島前	○
急傾斜地の崩壊	朽長	久々利	朽長	○
急傾斜地の崩壊	高田	柿下	高田	○
急傾斜地の崩壊	綾ヶ根	瀬田	綾ヶ根	○
急傾斜地の崩壊	柿下山	柿下	高田	○
急傾斜地の崩壊	一番地	羽崎	中央ヶ根	○
急傾斜地の崩壊	不幸寺	羽崎	不孝寺	○
急傾斜地の崩壊	三番地	羽崎	山寺	○

自然現象の種類	地区名（溪流名）	所在地名		特別警戒区域
急傾斜地の崩壊	三番地 2	羽崎	大洞	○
急傾斜地の崩壊	四番地	羽崎	大洞	○
急傾斜地の崩壊	山岸	広見	岩花	○
急傾斜地の崩壊	広眺ヶ丘 2 丁目	瀬田	島田	○
急傾斜地の崩壊	しらさぎ	瀬田	東栄寺洞	○
急傾斜地の崩壊	柿田	柿田	杉ヶ洞	○
急傾斜地の崩壊	西帷子 3	西帷子	東野	○
急傾斜地の崩壊	大脇 3	土田	大脇	○
急傾斜地の崩壊	菅刈 7	菅刈	泊洞	○
急傾斜地の崩壊	若葉台 4 丁目	矢戸	下屋敷	○
急傾斜地の崩壊	谷迫間	谷迫間	海道田	○
急傾斜地の崩壊	緑が丘 1 丁目	緑ヶ丘		○
急傾斜地の崩壊	緑が丘 5 丁目 2	緑ヶ丘		○
急傾斜地の崩壊	中洞	羽崎	中洞	○
急傾斜地の崩壊	瀬田	瀬田	奥山	○
急傾斜地の崩壊	瀬田 2	瀬田	芦洞	○
急傾斜地の崩壊	緑が丘 3 丁目	緑ヶ丘		○
急傾斜地の崩壊	北町	久々利	薬師洞	○
急傾斜地の崩壊	宮前	室原	宮前	○
急傾斜地の崩壊	柿田 3	柿田	杉ヶ洞	○
急傾斜地の崩壊	石原 2	西帷子	一ノ木戸	○
急傾斜地の崩壊	西帷子 1	西帷子	東野	○
急傾斜地の崩壊	菅刈 1	菅刈	一ツ尾	○
急傾斜地の崩壊	東帷子 1	東帷子	坂井	○
急傾斜地の崩壊	塩 2	塩	駒返り	○
急傾斜地の崩壊	兼杖洞 3	下切	兼杖洞	○
急傾斜地の崩壊	兼杖洞 4	下切	兼杖洞	○
急傾斜地の崩壊	古瀬	東帷子	堂ノ下堂	○
急傾斜地の崩壊	長洞	長洞	西屋敷	○
急傾斜地の崩壊	石原 3	西帷子	稻荷前	○
急傾斜地の崩壊	石原 1	西帷子	山本	○
急傾斜地の崩壊	菅刈 2	菅刈	欠ノ下	○
急傾斜地の崩壊	菅刈 4	菅刈	欠ノ下	○
急傾斜地の崩壊	御女坂	菅刈	梅洞	○
急傾斜地の崩壊	菅刈 5	菅刈	小鉢屋	○
急傾斜地の崩壊	菅刈 6	菅刈	小鉢屋	○
急傾斜地の崩壊	矢戸	矢戸	牛岩	○

資料編

自然現象の種類	地区名（溪流名）	所在地名		特別警戒区域
急傾斜地の崩壊	中組	大森	山本	○
急傾斜地の崩壊	緑が丘5丁目	緑ヶ丘		○
急傾斜地の崩壊	羽崎2	羽崎	東山	○
急傾斜地の崩壊	我田	久々利	北西	○
急傾斜地の崩壊	酒井	久々利	角田	○
急傾斜地の崩壊	我田2	久々利	島前	○
急傾斜地の崩壊	我田3	久々利	栃長	○
急傾斜地の崩壊	我田4	久々利	柿ノ木	○
急傾斜地の崩壊	平柴	久々利	塚田	○
急傾斜地の崩壊	平柴2	久々利	北洞	○
急傾斜地の崩壊	大森	大森	砂ヶ洞	○
急傾斜地の崩壊	大森2	大森	砂ヶ洞	○
急傾斜地の崩壊	柿下	柿下	岩下	○
急傾斜地の崩壊	柿下2	柿下	中野	○
急傾斜地の崩壊	北ノ町	久々利	岩崎	○
急傾斜地の崩壊	丸山6	久々利	松坪	○
急傾斜地の崩壊	丸山4	久々利	向田	○
急傾斜地の崩壊	丸山3	久々利	安後	○
急傾斜地の崩壊	小萱	久々利	小萱	○
急傾斜地の崩壊	小萱2	久々利	小萱	○
急傾斜地の崩壊	小萱4	久々利	小萱	○
急傾斜地の崩壊	小萱5	久々利	小萱	○
急傾斜地の崩壊	大萱	久々利	大萱	○
急傾斜地の崩壊	瀧ヶ洞1	久々利柿下入会	瀧ヶ洞	○
急傾斜地の崩壊	瀧ヶ洞4	久々利柿下入会	瀧ヶ洞	○
急傾斜地の崩壊	弘法東洞2	久々利柿下入会	弘法東洞	○
急傾斜地の崩壊	瀧ヶ洞2	久々利柿下入会	瀧ヶ洞	○
急傾斜地の崩壊	瀧ヶ洞3	久々利柿下入会	瀧ヶ洞	○
急傾斜地の崩壊	長洞2	長洞	東屋敷	○
急傾斜地の崩壊	室原	室原	亀井	○
急傾斜地の崩壊	東帷子2	東帷子	大洞	○
急傾斜地の崩壊	東北洞2	久々利柿下入会	東北洞	○
急傾斜地の崩壊	小萱3	久々利	小萱	○
急傾斜地の崩壊	東北洞1	久々利柿下入会	東北洞	○
急傾斜地の崩壊	大脇1	土田	大脇	○
急傾斜地の崩壊	柿田4	柿田	杉ヶ洞	○
急傾斜地の崩壊	茗荷	西帷子	大下	○

自然現象の種類	地区名（溪流名）	所在地名		特別警戒区域
急傾斜地の崩壊	大脇 2	土田	大脇	○
急傾斜地の崩壊	大脇 4	土田	大脇	○
急傾斜地の崩壊	菅刈 3	菅刈	札子	○
急傾斜地の崩壊	塩 1	塩	中根	○
急傾斜地の崩壊	塩 3	塩	信濃街道	○
急傾斜地の崩壊	西帷子 2	西帷子	東野	○
急傾斜地の崩壊	谷迫間 2	坂戸	内明	○
急傾斜地の崩壊	吹ヶ洞 2	大森	砂ヶ洞	○
急傾斜地の崩壊	辻洞 2	大森	瀧沢	○
急傾斜地の崩壊	南町	久々利	八反田	○
急傾斜地の崩壊	丸山 5	久々利	松坪	○
急傾斜地の崩壊	丸山 7	久々利	向山	○
急傾斜地の崩壊	柿下 3	柿下	中野	○
急傾斜地の崩壊	田ノ洞 3	久々利柿下入会	田ノ洞	○
急傾斜地の崩壊	小萱 6	久々利	小萱	○
急傾斜地の崩壊	東北洞 3	久々利柿下入会	東北洞	○
急傾斜地の崩壊	弘法東洞 1	久々利柿下入会	弘法東洞	○
急傾斜地の崩壊	美濃田 1	東帷子	丁字ヶ洞	○
急傾斜地の崩壊	古瀬 3	東帷子	河下	○
急傾斜地の崩壊	古瀬 4	東帷子	深段洞	○
急傾斜地の崩壊	美濃田 2	東帷子	丁字ヶ洞	○
急傾斜地の崩壊	長洞 3	長洞	真長洞	○
急傾斜地の崩壊	柿下 4	柿下	傳二山	○
急傾斜地の崩壊	田ノ洞 2	久々利柿下入会	田ノ洞	○
急傾斜地の崩壊	田ノ洞 1	久々利柿下入会	田ノ洞	○
急傾斜地の崩壊	常盤	兼山	常盤町	○
急傾斜地の崩壊	盛住	兼山	盛住町	○
急傾斜地の崩壊	浅間平	兼山	浅間平	○
急傾斜地の崩壊	宮町	兼山	宮町	○
急傾斜地の崩壊	古城山	兼山	殿町	○
急傾斜地の崩壊	古城山 2	兼山	古城山	○
急傾斜地の崩壊	城山団地	兼山	山田洞	○
急傾斜地の崩壊	秋葉台	兼山	秋葉平	○
急傾斜地の崩壊	秋葉台 2	兼山	汁ヶ谷	○
急傾斜地の崩壊	洞	兼山	古城山	○
急傾斜地の崩壊	兼丈	下切	兼丈洞	○

急傾斜地の崩壊地区 156箇所

資料編

自然現象の種類	地区名（溪流名）	所在地名		特別警戒区域
土石流	甫田上	柿田	東屋敷	
土石流	神崎東	柿田	神崎	
土石流	神崎西	瀬田	綾ヶ根	○
土石流	東栄寺洞	瀬田	東栄寺洞	
土石流	しらさぎ	瀬田	東栄寺洞	○
土石流	若宮	瀬田	若宮	○
土石流	石洞	久々利	石洞	○
土石流	宮下	久々利	宮下	
土石流	岩崎	久々利	岩崎	○
土石流	薬師洞西	久々利	薬師洞	○
土石流	薬師洞東	久々利	薬師洞	○
土石流	奥磯山西	久々利	奥磯山	○
土石流	辻洞	大森	辻洞	○
土石流	新田奥山	大森	奥山	○
土石流	才オガ洞	大森	宮町	○
土石流	杉本下	大森	杉本	
土石流	塀後海道	室原	塀後海道	
土石流	弁入	西帷子	弁入	○
土石流	東野	西帷子	東野	○
土石流	綾ヶ根	瀬田	綾ヶ根	
土石流	島前	久々利	島前	
土石流	栃長	久々利	栃長	○
土石流	北洞	久々利	北洞	○
土石流	丁子洞	久々利	丁子洞	○
土石流	小萱下	久々利	小萱	○
土石流	小萱上	久々利	小萱	○
土石流	大萱下	久々利	大萱	○
土石流	大萱上	久々利	大萱	○
土石流	瀧ヶ洞下	久々利柿下入会	瀧ヶ洞	○
土石流	瀧ヶ洞中	久々利柿下入会	瀧ヶ洞	○
土石流	瀧ヶ洞上北	久々利柿下入会	瀧ヶ洞	
土石流	瀧ヶ洞上南	久々利柿下入会	瀧ヶ洞	○
土石流	奥磯山東	久々利	奥磯山	○
土石流	弘法西洞	久々利柿下入会	弘法西洞	○
土石流	三反田	久々利	三反田	○
土石流	伊勢山	久々利	伊勢山	○
土石流	傳二山	柿下	傳二山	

自然現象の種類	地区名（溪流名）	所在地名		特別警戒区域
土石流	浅間山	久々利柿下入会	浅間山	
土石流	明堂下	柿下	明堂	
土石流	西ヶ洞	柿下	西ヶ洞	○
土石流	釜ヶ洞	大森	竹之腰	○
土石流	島田	矢戸	島田	○
土石流	東山	塩河	東山	
土石流	笹藪	塩河	笹藪	○
土石流	観音洞	長洞	仲屋敷	○
土石流	辻洞上	大森	辻洞	
土石流	平林奥山	大森	奥山	○
土石流	北西	久々利	北西	
土石流	牟田ヶ洞	久々利柿下入会	牟田ヶ洞	○
土石流	欠ノ下	久々利	欠ノ下	○
土石流	明堂上	柿下	明堂	
土石流	新田奥山上	大森	奥山	○
土石流	山本	大森	山本	○
土石流	弥八	兼山	東山	○
土石流	杉ヶ洞谷	兼山	殿町	○
土石流	山田川	兼山	盛住町	○
土石流	西山	兼山	宮町	○
土石流	貴船川	兼山	柳町	
土石流	庚申塚	兼山	浅間平	○
土石流	徳澤	兼山	徳沢	○
土石流	古屋敷東洞	久々利	塚田	
土石流	二本木	久々利	塚田	
土石流	比衣大洞	兼山	古城山	○

土石流地区 63箇所

## ○地震後に臨時点検報告する農業用ため池一覧

平成30年4月1日現在

ため池名	所在地	管理者	備考
田の洞	久々利柿下入会字田ノ洞	久々利ため池管理組合	堤高15m以上
小淵	久々利柿下入会字奥磯山	可児川防災等ため池組合	堤高15m以上
新滝ヶ洞	久々利柿下入会字滝ヶ洞	久々利ため池管理組合	堤高10m以上
錠ヶ谷	久々利柿下入会字奥磯山	久々利ため池管理組合	堤高10m以上
道無	久々利柿下入会字道無	久々利ため池管理組合	堤高10m以上
檀ヶ洞	久々利柿下入会字浅間山	久々利ため池管理組合	堤高10m以上



## 資料編

ため池名	所在地	管理者	備考
柿下	柿下字神崎野	可児川防災等ため池組合	堤高 10m 以上
桜	大森字奥山	可児川防災等ため池組合	堤高 10m 以上
一ツ谷	大森字奥山	大森土地改良管理組合	堤高 10m 以上
笹洞	大森字笹洞	大森土地改良管理組合	堤高 10m 以上
西ノ股	東帷子字三ノ股	美濃田自治会	堤高 10m 以上
神山	西帷子字神山	茗荷自治会	堤高 10m 以上
茨洞（1号）	兼山字徳沢	兼山町水利組合	堤高 10m 以上
北洞下	久々利字御履野	久々利ため池管理組合	
我田	久々利字栃長	久々利ため池管理組合	
北洞	久々利字大岩	久々利ため池管理組合	
西ヶ洞	久々利字北西	久々利ため池管理組合	
神田洞奥	久々利柿下入会字柿下山	久々利ため池管理組合	
蔵沢上	柿下字明同	久々利ため池管理組合	
猿洞	二野字平ヶ谷	二野自治会	
新田下	大森字藤藪	大森土地改良管理組合	
奥池	今字奥山	今自治会	
下池	今字池下	今自治会	
青木	下切字青木	青木自治会	
大清水	谷迫間字大清水	谷迫間自治会	
梅ヶ洞上	塩河字梅ヶ洞	塩河自治会	
大明洞	塩河字大明洞	塩河自治会	
城下	塩河字城下	塩河自治会	
滝ヶ洞奥	室原字滝ヶ洞	室原自治会	
三本松	室原字三本松	室原自治会	
深谷	長洞字地下ヶ洞	長洞自治会	
地下ヶ洞	長洞字地下ヶ洞	長洞自治会	
切塞上	長洞字切塞	長洞自治会	
切塞下	長洞字切塞	長洞自治会	
三ツ釜	長洞字西屋敷	長洞自治会	
深段洞	東帷子字深段洞	古瀬自治会	
摺鉢	東帷子字丁字ヶ洞	美濃田自治会	
東洞	菅刈字東洞	菅刈自治会	
寺ヶ洞	西帷子字大欠	石原自治会	
一の木戸上	西帷子字一ノ木戸	石原自治会	

計 40 箇所

## ○重要水防箇所一覧

## 1 直轄管理区間

平成30年4月1日現在

## &lt;重点区間&gt;

河川名	種類	左右岸の区別	位置	地先名	延長	摘要
木曽川	堤防高	左	65.8K—50m～65.8K+50m	土田	100m	堤外地民地有

## &lt;重要度B&gt;

河川名	種類	左右岸の区別	位置	地先名	延長	摘要
木曽川	堤防高	左	66.2K～66.6K	土田	400m	河積不足
木曽川	堤防断面	左	66.2K～66.8K+68m	土田	540m	断面不足
木曽川	堤防断面	左	67.4K～67.6K+92m	土田	260m	断面不足

## &lt;要注意箇所&gt;

河川名	種類	左右岸の区別	位置	地先名	延長	摘要
木曽川	堤防高	左	65.8K—50m～65.8K+50m	土田	100m	堤外地民家

## 2 県管理区間

河川名	注意度	左右岸の区別	地先名	理由	延長	摘要※カッコ内は水防工法参考例
可児川	A	左右	広見（蛭橋から乗里大橋）	堤体強度不足・水衝	1,000m	公共広域河川改修事業（積土のう工）
可児川	B	右	土田（戸走橋から虹ヶ丘橋）	疎通能力不足	600m	（積土のう工）
可児川	B	左	土田（木曽川合流点から可児川橋）	疎通能力不足	500m	（積土のう工）
久々利川	A	左	下切（田白橋から姫川合流点）	堤防高の不足	200m	公共広域河川改修事業（積土のう工）
久々利川	B	左右	久々利（久々利2号橋から久々利橋下流100m）	疎通能力不足	1,200m	公共広域河川改修事業（積土のう工）

[条例等]

○可児市災害対策本部条例

昭和37年9月19日

条例第51号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条第7項の規定に基づき、可児市災害対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所班の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(班)

第3条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に班を置くことができる。

2 班に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 班に班長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 班長は、班の事務を掌理する。

(雑則)

第4条 前各条に定めるもののほか、災害対策本部に関し、必要な事項は、災害対策本部長が定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（平成8年条例第16号）

この条例は、公布の日から施行する。

## ○災害救助法の適用基準等

## 1 災害救助法適用基準

## (1) 適用の基準

本市において災害救助法が適用されるのは、次の各号のいずれかに該当する場合である。

- ア 市地域の100世帯以上の住家が滅失したとき。
- イ 県地域の2,000世帯以上の住家が滅失した場合で、市地域の50世帯以上の住家が滅失したとき。
- ウ 県地域の9,000世帯以上の住家が滅失したとき、又は災害が隔絶して地域に発生したものである等災害にかかった者の救護を著しく困難とする厚生労働省令で定める特別の事情がある場合で、かつ、多数の住家が滅失したとき。
- エ 多数の者が生命若しくは身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、厚生労働省令で定める基準に該当したとき。

## (2) 被害計算の方法

- ア 住家が滅失した世帯数の算定に当たっては、住家が半壊し、又は半焼する等著しく損傷した世帯は2世帯をもって、住家が床上浸水、土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は3世帯をもって、それぞれ住家が滅失した1世帯とみなす。
- イ 被害世帯数は、家屋の棟数あるいは戸数と関係なく、世帯数で計算します。
- ウ 飯場、下宿等の一時的寄宿世帯等は、生活根拠の所在地等総合的条件を考慮して実情に即した決定をします。
- エ 災害種別の限定はなく、洪水、震災等の自然災害及び火災等人災的なものが対象となります。

## 2 災害救助法による救助の種類と実施者

救助の種類	実施期間 (災害発生の日から)	実施者の区分
避難所の設置及び収容	7日以内	市本部
炊き出し及び食品の支給	7日以内	市本部
飲料水の供給	7日以内	市本部
被服、寝具及び生活必需品の給貸与	10日以内	確保、輸送＝県本部 調査、報告、割当て、配分＝市本部
医療	14日以内	医療班派遣＝県本部、日赤支部、市本部 その他＝市本部
助産救助	7日以内	
学用品の給与	教科書、教材1カ月以内 文房具及び通学用品15日以内	確保、輸送＝県本部 調査、報告、割当て、配分＝市本部
被災者の救出	3日以内	市本部
埋葬救助	10日以内	市本部
生業資金貸与	1カ月以内	対象者選定＝市本部 決定貸与＝県本部

救助の種類		実施期間	実施者の区分
応急仮設住宅の供与	【建設型仮設住宅】	着工20日以内	市本部
	【借上型仮設住宅】	速やかに提供	市本部
住宅応急修理		1カ月以内	市本部
遺体の捜索		10日以内	市本部
遺体の処理		10日以内	市本部
障害物の除去		10日以内	市本部

### 3 災害救助法非適用地域に対する県からの財政援助

#### (1) 適用基準

隣接する市町に災害救助法による救助が実施され、被害の規模が災害救助法施行令別表第1に掲げる3分の1以上であったとき。

#### (2) 対象となる救助の種類

災害救助法第23条第1項の規定による救助

#### (3) 対象となる救助の程度、方法及び期間

岐阜県災害救助法施行細則別表第1の基準

## ○災害弔慰金の支給等に関する条例

昭和49年8月20日

条例第32号

(目的)

第1条 この条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号。以下「法」という。）及び同法施行令（昭和48年政令第374号。以下「令」という。）の規定に準拠し、暴風、豪雨等の自然災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金の支給を行い、自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた市民に災害障害見舞金の支給を行い、並びに自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けを行い、もって市民の福祉及び生活の安定に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に掲げるところによる。

- (1) 災害 暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他異常な自然現象により被害が生ずることをいう。
- (2) 市民 災害により被害を受けた当時、この市の区域内に住所を有した者をいう。

## 第2章 災害弔慰金の支給

(災害弔慰金の支給)

第3条 市は、市民が令第1条に規定する災害（以下この章及び次章において単に「災害」という。）により死亡したときは、その者の遺族に対し、災害弔慰金の支給を行うものとする。

(災害弔慰金を支給する遺族)

第4条 災害弔慰金を支給する遺族の範囲は、法第3条第2項の遺族の範囲とし、その順位は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 死亡者の死亡当時において、死亡者により生計を主として維持していた遺族を先にし、その他の遺族を後にする。
- (2) 前号の場合において、同順位の遺族については、次に掲げる順序とする。

ア 配偶者

イ 子

ウ 父母

エ 孫

オ 祖父母

2 前項の場合において、同順位の父母については、養父母を先にし、実父母を後にし、同順位の祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、実父母を後にする。

3 遺族が遠隔地にある場合その他の事情により、前2項の規定により難しいときは、前2項の規定にかかわらず、第1項の遺族のうち、市長が適当と認める者に支給することができる。

4 前3項の場合において、災害弔慰金の支給を受けるべき同順位の遺族が2人以上あるときは、その1人に対してした支給は全員に対しなされたものとみなす。

(災害弔慰金の額)

第5条 災害により死亡した者1人当たりの災害弔慰金の額は、その死亡者が死亡当時においてその死亡に関し災害弔慰金を受けることができることとなる者の生計を主として維持していた場合にあっては、

## 資料編

500万円とし、その他の場合にあっては250万円とする。ただし、死亡者がその死亡に係る災害に関し既に次章に規定する災害障害見舞金の支給を受けている場合は、これらの額から当該支給を受けた災害障害見舞金の額を控除した額とする。

(死亡の推定)

第6条 災害の際現にその場にあわせた者についての死亡の推定については、法第4条の規定によるものとする。

(支給の制限)

第7条 弔慰金は、次の各号に掲げる場合には支給しない。

- (1) 当該死亡者の死亡が、その者の故意又は重大な過失により生じたものである場合
- (2) 令第2条に規定する場合
- (3) 災害に際し、市長の避難の指示に従わなかったことその他の特別の事情があるため、市長が支給を不相当と認めた場合

(支給の手続)

第8条 市長は、災害弔慰金の支給を行うべき事由があると認めるときは、規則で定めるところにより支給を行うものとする。

2 市長は、災害弔慰金の支給に関し遺族に対し、必要な報告又は書類の提出を求めることができる。

### 第3章 災害障害見舞金の支給

(災害障害見舞金の支給)

第9条 市は、市民が災害により負傷し、又は疾病にかかり、治ったとき（その症状が固定したときを含む。）に法別表に掲げる程度の障害があるときは、当該住民（以下「障害者」という。）に対し、災害障害見舞金の支給を行うものとする。

(災害障害見舞金の額)

第10条 障害者1人当たりの災害障害見舞金の額は、当該障害者が災害により負傷し、又は疾病にかかった当時においてその属する世帯の生計を主として維持していた場合にあっては250万円とし、その他の場合にあっては125万円とする。

(準用規定)

第11条 第7条及び第8条の規定は、災害障害見舞金について準用する。

### 第4章 災害援護資金の貸付け

(災害援護資金の貸付け)

第12条 市は、令第3条に掲げる災害により、法第10条第1項各号に掲げる被害を受けた世帯の市民である世帯主に対し、その生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付けを行うものとする。

2 前項に掲げる世帯は、その所得について法第10条第1項に規定する要件に該当するものでなければならない。

(災害援護資金の限度額等)

第13条 災害援護資金の1災害における1世帯当たりの貸付限度額は、災害による当該世帯の被害の種類及び程度に応じ、それぞれ次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 療養に要する期間がおおむね1月以上である世帯主の負傷（以下「世帯主の負傷」という。）があり、かつ、次のいずれかに該当する場合
  - ア 家財についての被害金額がその家財の価額のおおむね3分の1以上である損害（以下「家財の損害」という。）及び住居の損害がない場合 150万円
  - イ 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 250万円

- ウ 住居が半壊した場合 270万円
  - エ 住居が全壊した場合 350万円
  - (2) 世帯主の負傷がなく、かつ、次のいずれかに該当する場合
    - ア 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 150万円
    - イ 住居が半壊した場合 170万円
    - ウ 住居が全壊した場合（エの場合を除く。） 250万円
    - エ 住居の全体が滅失若しくは流失した場合 350万円
  - (3) 第1号のウ又は前号のイ若しくはウにおいて、被災した住居を建て直すに際しその住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合には、「270万円」とあるのは「350万円」と、「170万円」とあるのは「250万円」と、「250万円」とあるのは「350万円」と読み替えるものとする。
- 2 災害援護資金の償還期間は、10年とし、据置期間はそのうち3年（令第7条第2項括弧書の場合は、5年）とする。

（利率）

第14条 災害援護資金は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年3パーセントとする。

（償還等）

第15条 災害援護資金は、年賦償還とする。

- 2 償還方法は、元利均等償還の方法とする。ただし、貸付金の貸付けを受けた者は、いつでも繰上償還をすることができる。
- 3 償還免除、保証人、一時償還、違約金及び償還金の支払猶予については、法第13条第1項及び令第8条から第12条までの規定によるものとする。

（規則への委任）

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（昭和50年条例第19号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和50年6月1日から適用する。

付 則（昭和51年条例第27号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第5条の規定は、昭和51年9月2日以後に生じた災害により死亡した住民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の第10条第1項の規定は当該災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

付 則（昭和53年条例第18号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第5条の規定は昭和53年1月14日以後に生じた災害により死亡した町民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の第10条第1項の規定は当該災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

付 則（昭和56年条例第30号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第5条の規定は、昭和55年12月14日以後に生じた災害により死亡した住民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の第10条第1項の規定は当該災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

付 則（昭和56年条例第83号）

この条例は、公布の日から施行する。



## 資料編

付 則（昭和57年条例第4号）抄

1 この条例は、昭和57年4月1日から施行する。

付 則（昭和57年条例第56号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第9条、第10条及び第11条の規定は、昭和57年7月10日以後に生じた災害により負傷し、又は疾病にかかった住民に対する災害障害見舞金の支給について適用する。

付 則（昭和62年条例第8号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第13条第1項の規定は、昭和61年7月10日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

付 則（平成3年条例第36号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の災害弔慰金の支給等に関する条例（以下「新条例」という。）第5条の規定は、平成3年6月3日以後に生じた災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、新条例第10条の規定は、当該災害により負傷し又は疾病にかかった市民に対する災害障害見舞金の支給について、新条例第13条第1項の規定は、同年5月26日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

## ○災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則

昭和49年8月20日

規則第20号

(目的)

第1条 この規則は、災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年可児町条例第32号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

## 第2章 災害弔慰金の支給

(支給の手続)

第2条 市長は、条例第3条の規定により災害弔慰金を支給するときは、次に掲げる事項の調査を行ったうえ災害弔慰金の支給を行うものとする。

- (1) 死亡者（行方不明者を含む。以下同じ。）の氏名、性別、生年月日
- (2) 死亡（行方不明を含む。）の年月日及び死亡の状況
- (3) 死亡者の遺族に関する事項
- (4) 支給の制限に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(必要書類の提出)

第3条 市長は、この市の区域外で死亡した市民の遺族に対し、死亡地の官公署の発行する被災証明書を提出させるものとする。

2 市長は、市民でない遺族に対しては、遺族であることを証明する書類を提出させるものとする。

## 第3章 災害障害見舞金の支給

(支給の手続)

第4条 市長は、条例第9条の規定により災害障害見舞金を支給するときは、次に掲げる事項の調査を行ったうえ災害障害見舞金の支給を行うものとする。

- (1) 障害者の氏名、性別、生年月日
- (2) 障害の原因となる負傷又は疾病の状態となった年月日及び負傷又は疾病の状況
- (3) 障害の種類及び程度に関する事項
- (4) 支給の制限に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(必要書類の提出)

第5条 市長は、この市の区域外で障害の原因となる負傷又は疾病の状態となった市民に対し、負傷し、又は疾病にかかった地の官公署の発行する被災証明書を提出させるものとする。

2 市は、障害者に対し、災害弔慰金の支給等に関する法律別表に規定する障害を有することを証明する医師の診断書（別記様式第1号）を提出させるものとする。

## 第4章 災害援護資金の貸付け

(借入れの申込)

第6条 災害援護資金（以下「資金」という。）の貸付けを受けようとする者（以下「借入申込者」という。）は、次に掲げる事項を記載した借入申込書（別記様式第2号）を、市長に提出しなければならない。

- (1) 借入申込者の住所、氏名及び生年月日
- (2) 貸付けを受けようとする資金の金額、償還の期間及び方法
- (3) 貸付けを受けようとする理由及び資金の用途についての計画

## 資料編

- (4) 保証人となるべき者に関する事項
  - (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項
- 2 借入申込書には、次に掲げる書類を添えなければならない。
- (1) 世帯主の負傷を理由とする借入申込書にあっては、医師の療養見込期間及び療養概算額を記載した診断書
  - (2) 被害を受けた日の属する年の前年（当該被害を1月から5月までの間に受けた場合にあっては前々年とする。以下この号において同じ。）において、他の市町村に居住していた借入申込者にあっては、当該世帯の前年の所得に関する当該市町村長の証明書
  - (3) その他市長が必要と認めた書類
- 3 借入申込者は、借入申込書を、その者の被災の日の属する月の翌月1日から起算して3月を経過する日までに提出しなければならない。
- (調査)
- 第7条 市長は、借入申込書の提出を受けたときは、速やかに、その内容を検討のうえ、当該世帯の被害の状況、所得その他の必要な事項について調査を行うものとする。
- (貸付けの決定)
- 第8条 市長は、借入申込者に対して資金を貸し付ける旨を決定したときは、貸付金の金額、償還期間及び償還方法を記載した貸付決定通知書（別記様式第3号）を借入申込者に交付するものとする。
- 2 市長は、借入申込者に対して、資金を貸し付けない旨を決定したときは、貸付不承認決定通知書（別記様式第4号）を借入申込者に通知するものとする。
- (借用書の提出)
- 第9条 貸付決定通知書の交付を受けた者は、速やかに、保証人の連署した借用書（別記様式第5号）に、資金の貸付けを受けた者（以下「借受人」という。）及び保証人の印鑑証明書を添えて市長に提出しなければならない。
- (貸付金の交付)
- 第10条 市長は、前条の借用書と引き換えに貸付金を交付するものとする。
- (償還の完了)
- 第11条 市長は、借受人が貸付金の償還を完了したときは、当該借受人に係る借用書及びこれに添えられた印鑑証明書を遅滞なく返還するものとする。
- (繰上償還の申出)
- 第12条 繰上償還をしようとする者は、繰上償還申出書（別記様式第6号）を市長に提出するものとする。
- (償還金の支払猶予)
- 第13条 借受人は、償還金の支払猶予を申請しようとするときは、支払猶予を受けようとする理由、猶予期間その他市長が必要と認める事項を記載した申請書（別記様式第7号）を市長に提出しなければならない。
- 2 市長は、支払の猶予を認める旨を決定したときは、支払を猶予した期間その他市長が必要と認める事項を記載した支払猶予承認通知書（別記様式第8号）を当該借受人に交付するものとする。
- 3 市長は、支払の猶予を認めない旨の決定をしたときは、支払猶予不承認通知書（別記様式第9号）を、当該借受人に交付するものとする。
- (違約金の支払免除)
- 第14条 借受人は、違約金の支払免除を申請しようとするときは、その理由を記載した申請書（別記様式第10号）を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、違約金の支払免除を認める旨を決定したときは、違約金の支払免除した期間及び支払を免除した金額を記載した違約金支払免除承認通知書（別記様式第11号）を当該借受人に交付するものとする。
- 3 市長は、支払免除を認めない旨を決定したときは、違約金支払免除不承認通知書（別記様式第12号）を当該借受人に交付するものとする。

（償還免除）

第15条 災害援護資金の償還未済額の全部又は一部の償還の免除を受けようとする者（以下「償還免除申請者」という。）は、償還免除を受けようとする理由その他市長が必要と認める事項を記載した申請書（別記様式第13号）を市長に提出しなければならない。

- 2 前項の申請書には、次の各号に掲げるいずれかの書類を添えなければならない。

（1）借受人の死亡を証する書類

（2）借受人が精神若しくは身体に著しい障害を受けて貸付金を償還することができなくなったことを証する書類

- 3 市長は、償還の免除を認める旨を決定したときは、償還免除承認通知書（別記様式第14号）を当該償還免除申請者に交付するものとする。
- 4 市長は、償還の免除を認めない旨を決定したときは、償還免除不承認通知書（別記様式第15号）を当該償還免除申請者に交付するものとする。

（督促）

第16条 市長は、償還金を納付期限までに納入しない者があるときは、督促状を発行するものとする。

（氏名又は住所の変更届等）

第17条 借受人又は保証人について、氏名又は住所の変更等借用書に記載した事項に異同を生じたときは、借受人は、速やかに、その旨を市長に氏名等変更届（別記様式第16号）を提出しなければならない。ただし、借受人が死亡したときは、同居の親族又は保証人が代ってその旨を届け出るものとする。

第18条 この規則に定めるもののほか、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付けの手続について必要な事項は、別に定める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（昭和57年規則第2号）

この規則は、昭和57年4月1日から施行する。

付 則（昭和57年規則第43号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の第4条及び第5条の規定は、昭和57年7月10日以後に生じた災害により負傷し、又は疾病にかかった住民に対する災害障害見舞金の支給について適用する。

○可児市災害見舞金等支給要綱

平成22年7月20日

訓令甲第43号

(趣旨)

第1条 この訓令は、可児市内において発生した災害により被害を受けた市民に対し、市が災害見舞金又は災害弔慰金（以下「災害見舞金等」という。）を支給することについて必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害 暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震その他異常な自然現象又は火災により市民の身体又は住家に被害が生ずることをいう。
- (2) 市民 災害により被害を受けた当時、本市の住民票に記載されていた者をいう。
- (3) 住家 市民が現にその建物を直接居住の用に供しているものをいう。

(災害見舞金等の支給)

第3条 市は、市民が災害により被害を受けた場合に、その世帯主又はその遺族に対し、災害見舞金等を支給するものとする。

2 災害見舞金等の支給額は、次の各号に掲げるところによる。

- (1) 住家が全壊し、又は全焼したとき 1世帯につき10万円以内
- (2) 住家が半壊し、又は半焼したとき 1世帯につき5万円以内
- (3) 住家が床上浸水したとき 1世帯につき1万円以内
- (4) 市民が死亡し、又は死亡したと推定されるとき 1人につき5万円
- (5) 市民が重傷を負ったとき 1人につき2万円

(支給の制限)

第4条 次の各号のいずれかに該当する場合は、この訓令による災害見舞金等を支給しない。

- (1) 災害が、災害見舞金等を受けるべき者の故意又は重大な過失により発生したとき。
- (2) 前号に規定するほか、市長がこの訓令による災害見舞金等の支給を適当と認めないとき。

附 則

この訓令は、平成22年7月20日から施行し、平成22年7月15日以後に発生した災害に係る災害見舞金等から適用する。

附 則（平成24年訓令甲第70号）

この訓令は、平成24年7月9日から施行する。

## ○可児市被災者生活・住宅再建支援金交付要綱

平成 22 年 9 月 1 日

訓令甲第 44 号

改正 平成 28 年 12 月 1 日訓令甲第 39 号

(趣旨)

第 1 条 この訓令は、次条の適用条件を満たす暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震、噴火その他の自然現象（以下「自然災害」という。）により甚大な被害が発生した場合において、被災者に対し、生活に必要な物品の購入又は住宅再建のために必要とされる経費等の一部を支援する可児市被災者生活・住宅再建支援金（以下「支援金」という。）を予算の範囲内において交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(適用条件)

第 2 条 この訓令は、次の自然災害が発生した場合に適用する。

(1) 岐阜県知事が、岐阜県被災者生活・住宅再建支援事業費補助金交付要綱（平成 16 年 12 月 6 日決裁）の適用を認めた自然災害

(2) その他市長が前号の自然災害に匹敵すると特に認めた自然災害

(支援対象者)

第 3 条 支援金の交付の対象となる者（以下「支援対象者」という。）は、自然災害によって、専ら生活の本拠として、現に居住するために使用している住宅が全壊、大規模半壊、半壊又は床上浸水の被害を受けた世帯の世帯主とする。

2 支援対象者のうち、被災者生活再建支援法（平成 10 年法律第 66 号）に基づき支援を受ける者は、この訓令により重複して支援を受けることはできない。

(支援金の額)

第 4 条 支援金の額は、別表に定める区分に応じ、それぞれ同表に定める額とする。

(交付申請等)

第 5 条 支援対象者は、支援金の交付に係る申請をしようとするときは、可児市被災者生活・住宅再建支援金交付申請書（別記様式第 1 号）に必要な書類を添えて市長に提出するものとする。

2 支援金の交付に係る申請の期間は、災害発生日から 13 箇月以内とする。

(交付決定)

第 6 条 市長は、前条第 1 項に規定する申請があった場合は、その内容を審査したうえで支援金の交付の可否を決定し、その旨を可児市被災者生活・住宅再建支援金交付（不交付）決定通知書（別記様式第 2 号）により、当該申請をした支援対象者に通知する。

(交付決定の取消)

第 7 条 市長は、前条の規定により支援金の交付決定を受けた支援対象者（以下「支援決定者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、当該支援金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により支援金の交付決定を受けたとき。

(2) その他支援金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

2 市長は、前項の規定により支援金の交付決定の全部又は一部を取り消したときは、当該支援決定者に、可児市被災者生活・住宅再建支援金交付決定取消通知書（別記様式第 3 号）により通知する。

(支援金の返還請求)

第 8 条 市長は、前条の規定により支援金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分

## 資料編

に関し、既に支援金が交付されているときは、可児市被災者生活・住宅再建支援金返還請求書（別記様式第4号）により、期限を定めて、当該支援決定者に支援金の返還を請求するものとする。

### 附 則

この訓令は、平成22年9月1日から施行し、平成22年7月15日以後に発生した災害に係る支援金について適用する。

### 附 則（平成28年訓令甲第39号）

この訓令は、平成28年12月1日から施行する。

### 別表（第4条関係）

区分	被害の程度			
	全壊	大規模半壊	半壊	床上浸水
複数世帯	1,000千円	1,000千円	500千円	300千円
単身世帯	750千円	750千円	375千円	225千円

## ○可児市地域防災力向上事業補助金交付要綱

平成26年4月1日

訓令 甲 第 20号

(趣旨)

第1条 この訓令は、地域の防災力の向上を図ることを目的として、市内における自主防災組織等が行う防災訓練、防災設備の整備等に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、可児市補助金等交付規則（昭和60年可児市規則第24号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象団体)

第2条 補助金の交付対象となる団体（以下「対象団体」という。）は、次の各号に掲げるものとし、第1号に規定する自主防災組織が第3号に規定する自治会又は自治連合会と同一である場合は、自主防災組織としてこの訓令の規定を適用するものとする。

- (1) 自主防災組織
- (2) 自衛消防隊
- (3) 自治会又は自治連合会
- (4) その他市長が認める防災活動を主たる目的とする団体

2 対象団体が補助金の交付を受けようとする場合は、あらかじめ可児市自主防災組織等登録申請書（別記様式第1号）に必要な書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、前項第3号に規定する自治会又は自治連合会についてはこの限りでない。

3 市長は、前項に規定する申請書の提出があった場合は、その内容を審査し適当と認めるときは、自主防災組織等登録簿に登録するものとする。

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、別表左欄に掲げる事業を行うために必要な経費ごとに同表右欄に定める額とし、算出した額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数金額は切り捨てる。

(補助金の返還)

第4条 市長は、第2条第3項の規定による登録が、対象団体の偽りその他不正な手段によりなされた申請に基づくものであるときは、当該登録を取消し、既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

(可児市防災設備整備事業補助金交付要綱等の廃止)

2 次に掲げる訓令は、廃止する。

- (1) 可児市防災設備整備事業補助金交付要綱（平成5年可児市訓令甲第18号）
- (2) 可児市自主防災組織育成金交付要綱（平成14年可児市訓令甲第17号）

(経過措置)

3 この訓令の施行の前になされた前項各号の訓令の規定による補助金の交付の申請、決定その他の行為は、この訓令の相当規定によりなされたものとみなす。

4 第2条第1項第2号に規定する自衛消防隊で、施行の際現に活動しているものについては、同条第3項の規定による登録をされたものとみなす。



別表（第3条関係）

事業	内容	補助金の額
防災訓練、 防災会議・ 研修会等	(1) 防災訓練 訓練の実施経費、消火器の詰替費、炊出し用の食材費、事務用品費、お茶代等 (2) 防災会議及び研修会 施設借上料、資料作成費、講師謝礼、お茶代等 (3) 地区別各種マニュアル作成 地区別災害時行動マニュアル、災害時に地域の支援活動をするための名簿作成費等 (4) 防災リーダー育成 市又は県が主催する防災リーダー養成講座受講料	要した経費の全額。ただし、30万円を限度とする。
防災設備・ 備品購入	(1) 消火用設備 ホース、ノズル、ホース等格納箱、ハンドル、可搬ポンプ、吸管、可搬ポンプ用積載車、消火器（屋外用）、半纏等 (2) 救助用備品 担架、リアカー、ジャッキ、バール、チェーンソー、カケヤ等 (3) 救護備品 救急医療セット、毛布、車椅子、AED等 (4) 避難用備品 テント、簡易トイレ、投光器、発電機、無線機、ヘルメット、ベスト、看板、保存用飲食料、炊飯器具、安否確認旗等 (5) 防災資機材等収納設備 防災備蓄倉庫、可搬ポンプ及び積載車両保管用車庫	要した経費の2分の1の額。ただし、200万円を限度とする。
防災設備 修繕	(1) 上記防災設備及び備品の修繕補修費 ただし、修繕補修費が1万円未満の場合は補助対象外とする。	要した経費の2分の1の額。ただし、10万円を限度とする。
防災設備 維持管理	(1) 可搬ポンプ用積載車（自動車）の車検代 ただし、税金、印紙代等の法定費用は補助対象外とする。	要した経費の全額。ただし、1台につき5万円を限度とする。

備考 別表の右欄ただし書に規定する金額は、同一会計年度における一対象団体に係る各事業ごとの補助金の限度額とする。

## ○可児市木造住宅耐震診断事業実施要綱

平成20年5月15日

訓令甲第41号

改正 平成27年4月1日訓令甲第19号

## (目的)

第1条 この訓令は、可児市が行う木造住宅耐震診断事業の実施に必要な事項を定め、地震に対する建築物の安全性に関する意識の啓発、耐震診断に関する知識の普及及び耐震改修の実施の促進を図り、もって震災に強いまちづくりを目指すことを目的とする。

## (用語の定義)

第2条 この訓令における用語の定義は、それぞれ各号の定めるところによる。

(1) 旧基準木造住宅 昭和56年5月31日以前に着工された木造の一戸建て住宅（店舗等の用途を兼ねるもの（店舗等の用に供する部分の床面積が延べ面積の2分の1未満のものに限る。）を含む。）のうち、在来軸組工法、伝統的構法又は枠組壁工法によるものをいう。ただし、国、地方公共団体その他公の機関が所有するものを除く。

(2) 相談士 岐阜県木造住宅耐震相談士登録制度要綱（平成13年11月1日岐阜県要綱）に基づき、岐阜県が主催又は指定する相談士養成講習を修了し、岐阜県知事が登録した者をいう。

(3) 耐震診断 一般財団法人日本建築防災協会（以下「建防協」という。）発行の「木造住宅の耐震診断と補強方法」に定める診断法に基づき相談士が実施するものをいう。（耐震診断に基づく耐震補強工事の費用に関する情報提供を含む。）

## (対象)

第3条 耐震診断の対象となる建築物は、可児市内に存する旧基準木造住宅とする。

2 耐震診断を受けることができる者は、前項に規定する建築物の所有者（特段の理由により所有者が実施できない場合で、市長が適当と認める者を含む。）で市税を滞納していない者（以下「所有者等」という。）とする。

## (事業内容)

第4条 市長は、所有者等の要請を受けて相談士を派遣し、耐震診断を実施する。

## (診断費用の負担)

第5条 前条の耐震診断に係る費用は、市の負担とする。ただし、所有者等が虚偽の申請その他不正な行為により耐震診断を受けたことが判明したときは、市長は、その耐震診断に係る費用の負担を行わないものとする。

## (申込手続)

第6条 耐震診断を受けようとする者（以下「申込者」という。）は、事前に建防協発行の「誰でもできるわが家の耐震診断」パンフレットに基づく自己診断を行い、その結果を記載した当該パンフレットを添えて、木造住宅耐震診断申込書（別記様式第1号）により市長に申し込むものとする。

## (事業実施の通知)

第7条 市長は、前条による申込書を受理したときは、その内容について確認し、この事業の対象であると認めた者（以下「実施対象者」という。）には木造住宅耐震診断実施通知書（別記様式第2号）により、対象でないと認めた者には木造住宅耐震診断実施に関する通知書（別記様式第3号）により、申込者に通知する。

## (申込内容の変更等)

第8条 実施対象者は、第6条の規定による木造住宅耐震診断申込書の内容の変更又は取下げをしようと

するときは、木造住宅耐震診断変更・取下届出書（別記様式第4号）を市長に提出するものとする。

（診断の中止）

第9条 相談士は、耐震診断の際に対象建築物でないことが判明した場合、この訓令による耐震診断を中止し、その旨を市長に報告するものとする。

2 市長は、前項の規定による報告があった場合は、木造住宅耐震診断実施に関する通知書（別記様式第5号）により当該実施対象者に通知する。

（診断結果の報告）

第10条 相談士は、耐震診断の結果を実施対象者及び市長に報告するものとする。

（適用除外）

第11条 既にこの訓令に基づく耐震診断を受けた住宅又は自ら耐震診断を実施するにあたり費用の一部に市の補助を受けている住宅については、再度この訓令に基づく相談士の派遣を申し込むことはできないものとする。ただし、市長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

附 則

この訓令は、平成20年5月15日から施行する。

附 則（平成27年訓令甲第19号）

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

## ○可児市建築物等耐震化促進事業費補助金交付要綱

平成18年3月31日

訓令甲第30号

改正 平成20年5月15日訓令甲第40号

平成21年6月1日訓令甲第34号

平成25年7月1日訓令甲第38号

平成26年4月1日訓令甲第19号

平成27年4月1日訓令甲第22号

平成28年3月31日訓令甲第19号

平成28年11月1日訓令甲第38号

平成29年5月1日訓令甲第21号

## (目的)

第1条 この訓令は、地震発生時における既存建築物等の倒壊等による災害の防止を促進するため、岐阜県耐震改修促進計画（以下「県計画」という。）及び可児市耐震改修促進計画に基づき予算の範囲内において補助金を交付することについて、可児市補助金等交付規則（昭和60年可児市規則第24号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

## (定義)

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 旧基準建築物 昭和56年5月31日以前に着工された建築物（国、地方公共団体その他公の機関が所有するものを除く。）をいう。
- (2) 木造住宅 旧基準建築物である木造の一戸建て住宅、長屋及び共同住宅（店舗等の用途を兼ねるもの（店舗等の用に供する部分の床面積が延べ床面積の2分の1未満のものに限る。）を含む。）のうち、在来軸組構法、伝統的構法又は枠組壁工法によるものをいう。
- (3) マンション 旧基準建築物である共同住宅のうち、建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物であって、延べ床面積が1,000平方メートル以上であり、かつ、地階を除く階数が3階以上のもの（次号に掲げるものを除く。）をいう。
- (4) 分譲マンション マンションのうち、専有部分の大部分が人の居住の用に供する住宅として、区分所有されるものであり、かつ、建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第3条の規定による団体（以下「管理組合」という。）又は同法第47条に規定する管理組合法人により管理されているものをいう。
- (5) 特定建築物 建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号。以下「耐震改修促進法」という。）第14条第1号に規定する建築物であって、旧基準建築物であるものをいう。
- (6) 要安全確認計画記載建築物 耐震改修促進法第5条第3項第1号の規定により県計画に記載された建築物又は同項第2号の規定により県計画に記載された道路に接する通行障害既存耐震不適格建築物をいう。
- (7) 要緊急安全確認大規模建築物 耐震改修促進法附則第3条第1項に規定する要緊急安全確認大規模建築物をいう。
- (8) 緊急輸送道路沿道建築物 耐震改修促進法第14条第3号に規定する建築物であって旧基準建築物であるもの（要安全確認計画記載建築物及び要緊急安全確認大規模建築物であるものを除く。）をいう。

- (9) 相談士 岐阜県木造住宅耐震相談士登録制度要綱（平成13年11月1日岐阜県要綱）に基づき、岐阜県知事（以下「知事」という。）が登録した岐阜県木造住宅耐震相談士をいう。
- (10) 耐震改修工事 地震に対する安全性の向上を目的として、増築、修繕、模様替若しくは一部の除却をすることをいう。

（補助金交付対象者）

第3条 補助金の交付対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 知事及び市長が行う他の補助金、貸付金、利子補給金等（岐阜県住宅リフォームローン利子補給金を除く。）を受けていない者。ただし、補助対象経費が重複しない場合はこの限りでない。
- (2) 市税を滞納していない者  
（補助対象事業）

第4条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次の各号に定める事業とする。

(1) 建築物耐震診断事業

- ア 木造住宅の長屋若しくは共同住宅又は木造住宅以外の旧基準建築物について実施される耐震診断であること。ただし、要安全確認計画記載建築物を除く。
- イ 建築物の構造について、大臣等の特別な認定を受けたものでないこと。
- ウ 建築物の所有者（特段の事由により所有者が実施できない場合は、市長が適当と認める者を含む。以下「所有者等」という。）が実施する耐震診断であること。
- エ 分譲マンションにあつては、管理組合又は管理組合法人が実施する耐震診断であること。
- オ 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（平成18年国土交通省告示第184号）の別添の指針（以下「指針」という。）に基づく耐震診断であること。
- カ 耐震診断の結果について、別表に掲げる建築物を除き、一般社団法人岐阜県建築士事務所協会（以下「事務所協会」という。）の耐震評価委員会又は知事の認めた専門機関（以下「専門機関等」という。）に諮られたものであること。

(2) 特定建築物等耐震改修又は建替えのための計画の策定

- ア 対象建築物は、特定建築物（要安全確認計画記載建築物及び要緊急安全確認大規模建築物を除く。）及び緊急輸送道路沿道建築物であること。
- イ 対象建築物の所有者等が行う事業であること。
- ウ 指針に基づく耐震診断の結果、耐震改修促進法第17条第3項第1号の規定に基づき地震に対する安全上耐震関係規定に準ずるものとして定める基準（平成18年国土交通省告示第185号。以下「安全耐震基準」という。）に適合しない場合にあっては、当該基準に適合するための計画の策定であること。
- エ 建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第2項に規定する一級建築士により策定される耐震化のための計画であること。
- オ 計画の結果について、専門機関等に諮られたものであること。ただし、建替えの場合を除く。

(3) 木造住宅に係る耐震改修工事

- ア 木造住宅の所有者等が実施する耐震改修工事であること。
- イ 一般財団法人日本建築防災協会又は事務所協会が主催する「木造住宅の耐震診断と補強方法 木造住宅の耐震精密診断と補強方法（改訂版）」等（以下「建防協マニュアル」という。）に関する講習を受講し修了証の交付を受けている相談士が、建防協マニュアルに定める診断法に基づき耐震改修に関する設計及び工事監理を実施する耐震改修工事であること。

ウ 次のいずれかに該当する耐震改修工事であること。

(ア) 相談士（イに該当する者に限る。）が建防協マニュアルに基づき実施した耐震診断の結果、上部構造評点が1.0未満とされた木造住宅で、改修後の評点が1.0以上となる耐震改修工事であること。

(イ) (ア)に規定する耐震診断の結果、上部構造評点が0.7未満とされた木造住宅で、改修後の評点が0.7以上1.0未満となる耐震改修工事であること。

エ ウ（イ）の場合は、耐震改修工事に併せて地震時に転倒のおそれのある家具等について転倒防止対策を実施すること。

(4) 分譲マンションに係る耐震改修工事

ア 管理組合又は管理組合法人が実施する耐震改修工事であること。

イ 建築士法第2条第2項の規定による一級建築士により設計及び工事監理される耐震改修工事であること。

ウ 指針に基づく耐震診断の結果、安全耐震基準に適合しない場合に、同基準に適合するための耐震改修工事であること。

エ 耐震改修促進法第17条第3項の規定に基づく建築物の耐震改修の計画の認定を受けた耐震改修工事であること。

(5) 特定建築物等耐震改修工事

ア 対象建築物は、特定建築物（要安全確認計画記載建築物、要緊急安全確認大規模建築物（地震時に避難者に対する支援、物資調達等で重要な機能を果たすものとして、地域防災計画に位置付けられている建築物又は地方公共団体と協定等を締結している建築物に限る。第5条第4号において同じ。）又は緊急輸送道路沿道建築物を除く。）又は緊急輸送道路沿道建築物であること。

イ 対象建築物の所有者等が実施する耐震改修工事であること。

ウ 建築士法第2条第2項の規定による一級建築士により設計及び工事監理される耐震改修工事であること。

エ 指針に基づく耐震診断の結果、安全耐震基準に適合しない場合に、当該基準に適合するための耐震改修工事であること。

オ 特定建築物にあつては、倒壊した場合に周辺の市街地に及ぼす影響が大きいものであること。

カ 緊急輸送道路沿道建築物にあつては、構造が耐震上著しく危険であると認められるもの又は劣化が進んでおりそのまま放置すれば耐震上著しく危険となると認められるものであること。

キ 改修計画が専門機関等に諮られたものであること。

2 前項の各補助対象事業において、対象建築物に所有者以外の居住者、借受人及び使用者等（以下「居住者等」という。）が存在する場合又は分譲マンションで所有者が複数となる場合は、それぞれの場合において全ての居住者等又は所有者の承諾を得て実施するものであること。

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 建築物耐震診断事業

ア 事業に要する費用（消費税及び地方消費税を除く。以下同じ。）は、一戸建て住宅については1戸当たり134,000円を限度とし、一戸建て住宅以外の建築物については、次の表に定める費用に延べ床面積を乗じて得た額（以下この号において「事業費」という。）を限度とする。ただし、特定建築物以外の建築物については、事業費又は1棟当たり1,500,000円のいずれか低い額を限度とする。

## 資料編

補助対象建築物	耐震診断の費用の限度額
延べ床面積1,000m <sup>2</sup> 以内の部分	3,600円/m <sup>2</sup>
延べ床面積1,000m <sup>2</sup> を超え2,000m <sup>2</sup> 以内の部分	1,540円/m <sup>2</sup>
延べ床面積2,000m <sup>2</sup> を超える部分	1,030円/m <sup>2</sup>

イ 補助金の額は、事業に要する費用の3分の2以内の額とする。ただし、千円未満の端数は切り捨てるものとする。

### (2) 特定建築物等耐震改修又は建替えのための計画の策定

ア 事業に要する費用は、次の表に定める費用に延べ床面積を乗じて得た額を限度とする。

補助対象建築物	計画の策定の費用の限度額
延べ床面積1,000m <sup>2</sup> 以内の部分	1,750円/m <sup>2</sup>
延べ床面積1,000m <sup>2</sup> を超え2,000m <sup>2</sup> 以内の部分	1,300円/m <sup>2</sup>
延べ床面積2,000m <sup>2</sup> を超える部分	870円/m <sup>2</sup>

イ 補助金の額は、事業に要する費用の9分の4以内の額とする。ただし、千円未満の端数は切り捨てるものとする。

### (3) 木造住宅及び分譲マンションに係る耐震改修工事

ア 木造住宅に係る事業に要する費用は、1戸当たり1,200,000円を限度とし、耐震改修に関する設計費用及び工事監理費用を含むものとする。

イ 分譲マンションに係る事業については、社会資本総合整備計画（社会資本整備総合交付金の交付を受けて社会資本の整備その他の取組を行うため定められた計画をいう。以下同じ。）による効果促進事業により社会資本整備総合交付金の活用が可能な場合に限り実施するものとし、当該事業に要する費用は、建築物の耐震改修工事に要する費用に0.23を乗じて得た額とする。ただし、免震工法等特殊な工法による場合は対象建築物の延べ床面積に1平方メートル当たりの単価82,300円を乗じて得た額に0.23を乗じて得た額を限度とし、その他の工法による場合は対象建築物の延べ床面積に1平方メートル当たりの単価49,300円を乗じて得た額に0.23を乗じて得た額を限度とする。

ウ 補助金の額は、次に掲げる額の合計とする。

(ア) 事業に要する費用の2分の1以内の額。ただし、千円未満の端数は切り捨てるものとする。

(イ) 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条の19の2に規定する所得税額の特別控除の額

エ 住宅耐震改修工事に対する補助金の交付に当たっては、あらかじめウ（イ）の額を差し引いて、ウ（ア）の額を交付するものとする。

### (4) 特定建築物等耐震改修工事

ア 特定建築物（要安全確認計画記載建築物、要緊急安全確認大規模建築物又は緊急輸送道路沿道建築物を除く。ウにおいて同じ。）の事業に要する費用は、建築物の耐震改修工事に要する費用に0.23を乗じて得た額とする。ただし、免震工法等特殊な工法による場合は対象建築物の延べ床面積に1平方メートル当たりの単価82,300円を乗じて得た額に0.23を乗じて得た額を限度とし、その他の工法による場合は対象建築物の延べ床面積に1平方メートル当たりの単価50,300円（マンションにあっては49,300円）を乗じて得た額に0.23を乗じて得た額を限度とする。

イ 要安全確認計画記載建築物、要緊急安全確認大規模建築物又は緊急輸送道路沿道建築物の事業に要する費用は、対象建築物の延べ床面積に1平方メートル当たりの単価50,300円（マンションにあっては49,300円）を乗じて得た額を限度とする。ただし、免震工法等特殊な工法による場合は、対

象建築物の延べ床面積に1平方メートル当たりの単価82,300円を乗じて得た額を限度とする。

ウ アにおける補助金の額は、特定建築物の事業に要する費用（アに規定する限度額の範囲内に限る。）  
以内の額とする。ただし、千円未満の端数は切り捨てるものとする。

エ イにおける補助金の額は、緊急輸送道路沿道建築物の事業に要する費用（イに規定する限度額の  
範囲内に限る。）の3分の2以内の額とする。ただし、千円未満の端数は切り捨てるものとする。

2 前項第3号の規定による事業のうち、社会資本総合整備計画による基幹事業により社会資本整備総合  
交付金の活用が可能な場合であって前条第1項第3号ウ（ア）に規定する工事に限り、事業に要する費  
用に0.115を乗じて得た額（千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を1戸当たり  
411,000円を限度として上乗せする。

3 前項の場合において、第1項第3号アの規定のうち、限度に係る規定及び次項の規定は適用しない。

4 第1項第3号の規定による事業のうち、社会資本総合整備計画による効果促進事業により社会資本整  
備総合交付金の活用が可能な場合であって前条第1項第3号ウ（イ）に規定する工事に限り、事業に要  
する費用に0.115を乗じて得た額（千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を1戸当  
たり240,000円を限度として上乗せする。

5 第1項第3号の規定による事業のうち、社会資本総合整備計画により社会資本整備総合交付金の活用  
が可能な場合であって前条第1項第4号に規定する工事に限り、事業に要する費用の10分の2以内の額  
を上乗せする。

（補助金の交付申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、規則に定める交付申請書に、  
次に掲げる実施計画書に係る書類を添えて市長に提出するものとする。

（1） 第4条第1項第1号による事業にあつては、建築物耐震診断事業実施計画書（別記様式第1号）

（2） 第4条第1項第2号による事業にあつては、特定建築物等耐震改修又は建替えのための計画の策  
定実施計画書（別記様式第2号）

（3） 第4条第1項第3号による事業にあつては、木造住宅に係る住宅耐震改修工事実施計画書（別記  
様式第3号）

（4） 第4条第1項第4号による事業にあつては、分譲マンションに係る住宅耐震改修工事実施計画書  
（別記様式第4号）

（5） 第4条第1項第5号による事業にあつては、特定建築物等耐震改修工事実施計画書（別記様式第  
5号）

2 第4条第2項に該当するときは、居住者等承諾書（別記様式第6号）を前項各号の実施計画書に添え  
て提出するものとする。

（実施計画の変更等）

第7条 申請者は、前条第1項各号の実施計画書の内容に変更が生じた場合、直ちに規則に定める変更申  
請書に変更後の実施計画書を添付して市長に提出し、承認又は指示を受けるものとする。

2 事業を中止した場合は、建築物等耐震化促進事業実施計画中止届出書（別記様式第7号）を提出する  
ものとする。

（実績報告）

第8条 申請者は、事業が完了したときは、速やかに規則に定める実績報告書に、次に掲げる書類に関係  
書類を添えて市長に提出するものとする。

（1） 第4条第1項第1号による事業にあつては、建築物耐震診断事業完了実績報告書（別記様式第8  
号）



## 資料編

(2) 第4条第1項第2号による事業にあつては、特定建築物等耐震改修又は建替えのための計画の策定完了実績報告書（別記様式第9号）

(3) 第4条第1項第3号から第5号までによる事業にあつては、耐震改修事業完了実績報告書（別記様式第10号）

### 附 則

（施行期日）

1 この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

（可児市木造住宅耐震診断助成事業実施要綱等の廃止）

2 可児市木造住宅耐震診断助成事業実施要綱（平成14年可児市訓令甲第25号）は、廃止する。

3 可児市木造住宅耐震補強工事費補助金交付要綱（平成16年可児市訓令甲第41号）は、廃止する。

4 第5条第2項に規定する事業については、平成30年3月31日までに実施が完了する事業に限り、事業に要する費用に0.115を乗じて得た額（千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）及び150,000円の合計額を1戸当たり561,000円を限度として上乗せする。

5 前項の場合において、第5条第1項第2号アの規定のうち、限度に係る規定は適用しない。

附 則（平成20年訓令甲第40号）

1 この訓令は、平成20年5月15日（以下「施行日」という。）から施行する。

2 この訓令による改正後の可児市建築物等耐震化促進事業費補助金交付要綱の規定は、施行日以後の申請について適用し、同日前の申請に係る補助金の交付については、なお従前の例による。

附 則（平成21年訓令甲第34号）

1 この訓令は、平成21年6月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

2 改正後の可児市建築物等耐震化促進事業費補助金交付要綱の規定は、施行日以後の申請に係る補助金について適用し、施行日前の申請に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則（平成25年訓令甲第38号）

改正 平成26年4月1日訓令甲第19号

平成27年4月1日訓令甲第22号

平成28年3月31日訓令甲第19号

1 この訓令は、平成25年7月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

2 この訓令による改正後の可児市建築物等耐震化促進事業費補助金交付要綱（以下「新要綱」という。）の規定は、施行日以後の申請について適用し、施行日前の申請に係る補助金の交付については、なお従前の例による。

附 則（平成26年訓令甲第19号）

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年訓令甲第22号）

1 この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

2 この訓令による改正後の可児市建築物等耐震化促進事業費補助金交付要綱の規定は、施行日の以後の申請について適用し、施行日前の申請に係る補助金の交付については、なお従前の例による。

附 則（平成28年訓令甲第19号）

1 この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

2 この訓令による改正後の可児市建築物等耐震化促進事業費補助金交付要綱の規定は、施行の日以後の交付申請に係る補助金の交付について適用し、同日前の交付申請に係る補助金の交付については、なお従前の例による。

## 附 則（平成28年訓令甲第38号）

- 1 この訓令は、平成28年11月1日から施行する。
- 2 この訓令による改正後の可児市建築物等耐震化促進事業費補助金交付要綱の規定は、施行の日以後の申請について適用し、施行の日前の申請に係る補助金の交付については、なお従前の例による。

## 附 則（平成29年訓令甲第21号）

- 1 この訓令は、平成29年5月1日から施行する。
- 2 この訓令による改正後の可児市建築物等耐震化促進事業費補助金交付要綱の規定は、施行の日以後の申請について適用し、同日前の申請に係る補助金の交付については、なお従前の例による。

## 別表（第4条関係）

構造	規模 階数 用途
鉄筋コンクリート造 鉄骨鉄筋コンクリート造鉄 骨造	次のいずれかに該当する建築物 ・延べ床面積 1,000m <sup>2</sup> 以下 ・地上階数 2以下 ・一戸建ての住宅
木造	次のいずれにも該当する建築物 ・延べ床面積 1,000m <sup>2</sup> 以下（平屋建てを除く。） ・高さ 13m以下 ・軒の高さ 9m以下 ・階数 2以下

## ○住宅の確保・修繕等の種別

対 策 種 別		内 容	
住宅の確保	1 自力確保	(1) 自費建設	り災世帯が自力（自費）で建設する。
		(2) 既存建物の改造	被災を免れた非住家を自力で改造模様替えをして住居とする。
		(3) 借用	親せきその他一般の借家、貸間、アパート等を借りる。
	2 既存公営所	(1) 公営住宅入居	既存公営住宅への特定入居、または目的外使用
		(2) 社会福祉施設への入所	老人ホーム、児童福祉施設等、県、市又は社会福祉法人の経営する施設への優先入所
	3 公庫融資	(1) 災害復興住宅建設補修資金	自費で建設するには資金が不足する者に対して独立行政法人住宅金融支援機構から融資を受けて建設する。
		(2) 一般個人住宅災害特別貸付	
		(3) 地すべり関連住宅貸付	
	4 公営住宅建設	(1) 災害公営住宅の建設	大災害発生時に特別の割当てを受け、公営住宅を建設する。
		(2) 一般公営住宅の建設	一般の公営住宅を建設する。
5	災害救助法による仮設住宅建設・借上	生活能力が低い世帯のため市が仮設の住宅を建設・借上する。	
住宅の修繕	1	自費修繕	り災者が自力（自費）で修繕をする。
	2 資金融資	(1) 公庫資金融資	自費で修繕するには資金が不足する者に独立行政法人住宅金融支援機構が融資（災害復興住宅建設補修資金）して補修する。
		(2) その他公費融資	生活困窮世帯に対して社会福祉協議会及び県が融資して改築あるいは補修する。
	3	災害救助法による応急修理	生活能力の低い世帯のために市が応急的に修繕する。
4	生活保護法による家屋修理	保護世帯に対し、生活保護法で修理する。	
障害物の除去等	1	自費除去	り災者が自力（自費）で除去する。
	2	除去費等の融資	自力で整備するには資金が不足する者に対し住宅修繕同様融資して除去する。
	3	災害救助法による除去	生活能力の低い世帯のために市が除去する。
	4	生活保護法による除去	保護世帯に対し、土砂等の除去又は屋根の雪下ろしを生活保護法で行う。

※対策順位は、種別によって対象者が異なったり、貸付の条件が異なるので適宜実情に即して順位を変更する必要がある。

※住宅の確保のうち3の融資、4及び5の建設は、住家の全焼、全流出及び全壊した世帯を対象としたものをいう。

※住宅の修繕のうち2の(1)の融資及び3による修理は、住家の半焼、半壊及び半流出した世帯を対象としたものをいう。

※障害物の除去等とは、住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい障害があるものの除去等をいう。

## ○避難行動要支援者名簿の作成等

## 1 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲

- ① 要介護認定を受けている者（以下、要介護認定者）
- ② 身体障害者手帳1・2級を所持する身体障がい者（以下、身体障がい者）
- ③ 療育手帳A・A1・A2を所持する知的障がい者（以下、知的障がい者）
- ④ 精神障害者保健福祉手帳1・2級を所持する精神障がい者（以下、精神障がい者）
- ⑤ 妊産婦（妊娠から出産後1年以内の者）
- ⑥ 難病の患者に対する医療等に関する法律の第7条第1項に規定する指定難病の患者
- ⑦①から⑥以外で市長が特に支援の必要を認める者

## 2 避難支援等関係者となる者

- ① 消防機関（可茂消防事務組合、可児市消防団）
- ② 警察（可児警察署）
- ③ 自治会・自主防災組織
- ④ 民生児童委員

## 3 名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法

避難行動要支援者のうち、要介護認定者は介護保険課、身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者は福祉支援課、妊産婦は健康増進課、難病患者は岐阜県保健医療課がそれぞれ持っている台帳に掲載されているので、これらの台帳から入手する。

## 4 名簿の更新に関する事項

- ① 新たに当市に転入してきた要介護認定者・身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者・妊産婦、新たに要介護認定・障がい認定を受けた者・妊娠した者のうち、避難行動要支援者に該当する者を毎年度少なくとも1回更新して避難行動要支援者名簿に掲載する。
- ② 転出や死亡等により住民登録の変更が生じた者、老人福祉施設・障害者福祉施設等の社会福祉施設に入所した者、出産後1年経過した者のうち、避難行動要支援者に該当する者を毎年度少なくとも1回は更新して避難行動要支援者名簿から削除する。

## 5 名簿情報の提供に際し情報漏えいを防止するため市が求める措置及び市が講ずる措置

- ① 避難行動要支援者名簿を提供する際には、災害対策基本法に基づき避難支援等関係者個人に守秘義務が課せられていることを十分に説明する。
- ② 避難支援関係者のうち、自治会・自主防災組織・民生児童委員については、該当する地域の避難行動要支援者名簿に限り提供する。
- ③ 避難支援等関係者の内部で避難行動要支援者名簿を取り扱う者を限定するように指導する。
- ④ 施錠可能な場所に避難行動要支援者名簿を保管するように指導する。
- ⑤ 避難行動要支援者名簿を必要以上に複製しないことを指導する

## 6 要配慮者が円滑に避難するための立退きを行うことができるための通知又は警告の配慮

- ① 避難勧告等の判断・伝達マニュアルの基準により、避難準備情報・避難勧告・避難指示を適時適切に発令・伝達する。
- ② 避難行動要支援者の中には避難等に必要な情報を入手できれば、自ら避難行動をとることが可能な者もいるため、避難支援等関係者が避難行動要支援者名簿を活用して着実な情報伝達及び早い段階での避難行動を促進できるよう、以下の点に配慮する。
  - ・高齢者や障がい者等にも分かりやすい言葉や表現、説明などにより、一人一人に的確に伝わるよ

うにすること

- ・高齢者や障がい者に合った必要な情報を選んで伝えること
- ・同じ障がいであっても、必要とする情報伝達の方法等は異なることに留意すること

7 避難支援等関係者の安全確保

- ① 避難支援等関係者に対して、自身の生命を守ることが最優先であり、その上で避難行動要支援者の避難支援を行うよう、避難行動要支援者名簿を提供する際に徹底する。
- ② 避難行動要支援者に対して、避難支援等関係者はできる限り支援するが、支援できない可能性もあることを説明する。

## 〇〇〇に係る可児市災害支援対策本部設置要綱

## (目的)

第1条 平成〇〇年〇月に係る被災者に対する支援を行うため、可児市災害支援対策本部（以下「支援本部」という。）を設置し、その運営に関し必要な事項を定める。

## (所掌事務)

第2条 支援本部は、次の事務を所掌する。

- (1) 情報の収集、共有及び提供に関すること。
- (2) 人員、物資その他の支援に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、支援本部の設置目的を達成するために必要なこと。

## (構成等)

第3条 支援本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は、市長をもって充てる。
- 3 副本部長及び本部員は、別表に掲げる者をもって充てる。
- 4 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるとき、または本部長が欠けたときは、その職務を代理する。この場合において、職務を代理する順序は、副市長を第1順位、教育長を第2順位とする。

## (災害支援体制)

第4条 支援本部の下部組織として、別表のとおり災害支援体制を組織する。

- 2 災害支援体制に基づく部署は、本部員の指揮命令のもと、担当事務を司る。

## (支援本部会議)

第5条 本部長は、第2条の事務を推進するため、必要に応じて本部長、副本部長及び本部員をもって組織する支援本部会議（以下「本部会議」という。）を開催することができる。

- 2 本部会議は、本部長が招集し、その会議の議長となる。

## (庶務)

第6条 支援本部及び本部会議の庶務は、総務部防災安全課において処理する。

## (委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、支援本部の運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

## 附 則

この訓令は、平成30年7月10日から施行する。

## 別表

## 可児市災害支援対策本部組織

支 援 本 部	(本部長) 市長 (副本部長) 副市長 (副本部長) 教育長	
	(本部員) 総務部長、建設部長、市長公室長、企画部長、観光経 済部長、市民部長、市民部担当部長、福祉部長、こども健康部長、 水道部長、教育委員会事務局長	
	事務局 総務部 防災安全課	広報課

	部署	共通の役割	各所属の役割
災 害 支 援 体 制	総務部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 被災地への職員派遣</li> <li>・ 所掌事務に関し、避難民を受入れる場合に生じる事務の整理</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 情報集約</li> <li>・ 総合調整及び支援本部の庶務</li> <li>・ 備蓄物資による支援</li> </ul>
	市長公室		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 職員派遣の準備</li> <li>・ 広報</li> </ul>
	企画部		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 財政措置</li> </ul>
	観光経済部		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市内の宿泊施設の活用</li> </ul>
	市民部		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 所管する施設の活用</li> <li>・ 火葬場の使用</li> <li>・ 災害ごみの受入</li> </ul>
	福祉部		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 職員派遣（保健師）</li> <li>・ 義援金及び支援物資の受付等</li> <li>・ ボランティアの総合調整</li> </ul>
	こども健康部		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 職員派遣（保健師等）</li> </ul>
	建設部		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 職員派遣（応急危険度判定士、技師等）</li> <li>・ 市営住宅</li> </ul>
	水道部		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 職員派遣（給水、復旧、技師等）</li> </ul>
教育委員会事務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 児童、生徒の受入れ</li> <li>・ 学校の活用</li> </ul>		